

## 本日の会議に付した事件

平成31年第1回山元町議会定例会（第2日目）

平成31年2月27日（水）午前10時

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

---

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成31年第1回山元町議会定例会第2日目の会議を開きます。これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

〔議事日程は別添のとおり〕

---

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定によって、6番岩佐秀一君、7番菊地康彦君を指名します。

---

議 長（阿部 均君）日程第2．一般質問を行います。

一般質問の発言時間は、山元町議会先例95番により質問時間は40分以内とし、同先例97番により通告順に発言を許します。

なお、山元町議会基本条例第6条の規定により、原則一問一答です。質問は論点を整理し、答弁は簡明にされますようお願いいたします。

---

議 長（阿部 均君）7番菊地康彦君の質問を許します。菊地康彦君、登壇願います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。おはようございます。7番菊地康彦です。

平成31年第1回山元町議会定例会において、大綱2、細目7件の一般質問をいたします。

大綱1は、障害者就労支援と福祉サービスについて、細目3件の質問をいたします。

障害者総合支援法の施行により、障害者は行政等の支援サービスを受けながらみずからの力で生きていかなければならなくなりました。しかし、平成29年の厚生労働省から出された障害者の就労支援対策の状況では、全国で就労支援策の対象となっている障害者数は約937万人となっております。そのうち18歳から64歳までの在宅者数は、362万人となっております。

また、新聞報道では平成29年の全国の就労支援事業所での平均工賃は月額で1万5,603円、宮城県平均では1万7,862円と低い状況が続いており、国は、今後2020年までに目標平均額を2万3,000円に設定しました。

我が町の障害者数は、昨年12月末現在で、全体で787名となっており、就労状況としても就労継続支援サービス対象者33名が利用して就労の機会を得ていますが、障害者福祉サービス事業所での工賃は、月額約1万1,000円とさらに低い状況となっ

ております。

さらに、法律では精神・知的障害の雇用が義務づけられているにもかかわらず、障害者向け正規採用を身体障害に限定しているなど、依然多くの自治体で精神・知的障害者が排除されております。

山元町でも法定雇用人数6名に対しまして、実雇用人数は1.5名と低く、4.5人の不足となっております。

不足雇用人数につきましては、平成30年4月、2月の広報紙にも載っておりますが、臨時職員3名程度の障害者の募集となっております。障害者就労の道はさらに厳しいものとなっております。

このような状況下で、担当課はもとより、社会福祉協議会、障害者福祉サービス事業者が連携をとり、障害者就労支援対策を行っておりますが、就労機会の不足や一人一人の能力の違いにより、思うような工賃の引き上げになっていないのが現状であります。

さらに、親の高齢化や家庭環境の変化で保護者を亡くした後の障害者の自立支援も大きな問題となっており、将来自立して生活するためには、現在受けている障害者年金に加えた収入を得なければ到底自立した生活は困難な状態であります。

障害者一人一人が将来を生き抜く収入を得るため、行政としての支援が必要不可欠となることから、町としての就労支援や福祉サービスを今後どのように考えるか、以下に質問いたします。

細目1、障害者福祉サービス事業所への就労機会の拡大ができないか。

細目2、農福連携制度を活用した取り組みを行い、工賃の引き上げや農業の担い手育成を行ってはどうか。

細目3、今後、活用しなくなる町の施設等を利用した福祉サービスはできないか。グループホーム、ショートステイの場、働く場の提供。

次に、大綱2、これからのまちづくりについてとして、細目4件の質問をします。

我が町は、東日本大震災から復旧・復興を進め、新しく3つの新市街地を中心に大きく変貌し、JR近くには商店や住宅が建ち並び、目まぐるしい発展をしていますが、一方では、既存の住宅地や震災の被害を受けた津波浸水区域は、土地の空洞化が多く見受けられ、まちづくりから遠く離れた感がある。

昨年2月に出された山元町都市計画マスタープランは、悠々とした人と緑豊かな定住都市にするため、既存市街地ゾーンは営農集落ゾーンとの連携で居住環境の向上を図ると、また、整備方針は定住人口確保の受け皿の役割を担うため、環境の向上、生活利便性、安全性の高い快適な市街地形成を図るとしております。

さらには、ストロベリーロード、アップルロードは、広域からの訪問者の利用が見込まれることから、周辺の自然景観との調和に配慮した観光ルートにふさわしい魅力的な景観づくりを進めるとあります。

これらのことから、既存市街地を含めたこれからのまちづくりについて、以下の質問を行います。

細目1、既存市街地の空き宅地や未利用地等の活用による定住人口の確保を実現化するとあるが、進捗状況は。

細目2、今後、町全体で管理水準が低下し、雑草が繁茂する空き地がふえることが予想される中、これを抑制する条例の制定を検討すべきではないか。

細目3、ふるさと納税の返礼品として、空き地の除草代行サービスを検討できないか。

細目4、津波浸水区域への住環境整備として、公園をつくるなど住みよい景観づくりをしてはどうか。また、津波防災1種、2種区域への桜の木を植樹するなど、安らぎの場をつくってはどうか。

以上、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、菊地康彦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、障害者就労支援と福祉サービスについての1点目、障害者福祉サービス事業所への就労機会の拡大についてですが、本町の障害者就労継続支援施設の設置状況と利用者数については、昨年末現在で事業所は2カ所設置されており、利用者数につきましては、定員30名の事業所が19名の利用、定員20名の事業所が14名の利用となっております。

計画的な相談支援による各種福祉サービスの提供や就労機会の拡大については、平成27年度から相談支援員を増員し、体制の強化を図っているところですが、その能力と適正を十分に発揮できる就労の場の提供及び就労のマッチングまではいくものの、本人並びに保護者の方々が抱える課題はさまざまございまして、実際の就労まではつながっていないケースも多くございます。

なお、障害のある方に対し、実情やニーズ把握を行うためのアンケート調査を実施したところ、障害福祉サービスの利用意向については、就労継続支援が27パーセント、就労移行支援についても21パーセントの方が、今後利用したいと回答をいただいております。町といたしましては、引き続き計画相談、支援体制の強化を図り、その能力や個性、適正を発揮できるよう、個々の状況に合ったきめ細やかな体制づくりや関係機関との連携の強化に努め、新たな福祉サービスの提供や就労支援について検討してまいります。

次に、2点目、農福連携制度を活用した取り組みについてですが、本町における実績は現在のところありませんが、農業従事者の高齢化や担い手不足、障害のある人の就労機会の増大、さらには経済的自立等が課題とされております。震災以降、農業法人や経営規模を拡大する農家も多く存在しますことから、これらの方々に地域の多様な人材による農業生産の安定化を図るため、障害のある人を一人でも多く雇用していただけるよう、各種事業の活用について普及・促進を図ってまいります。

次に、3点目、町の施設等を利用した福祉サービスはできないかについてですが、本町における障害のある方が利用されている各種障害福祉サービスの利用状況については、町内事業所や近隣市町村並びに県内や福島県の民間資源を活用している状況であります。町内における今後の新たな障害福祉サービスの提供につきましては、障害のある方の高齢化、重度化や親亡き後を見据えながら地域で安心して暮らせるようにするために、利用者のニーズや近隣のサービス資源状況に見合った町施設等の利用のあり方を総合的に勘案し検討してまいります。

次に、大綱第2、これからのまちづくりについての1点目、既存市街地の空き地や未利用地等の活用状況についてですが、平成20年度から実施している定住促進事業については、これまでの10年間で町内に住宅を新築された件数は207件、中古住宅を購入された件数は78件となっており、235世帯、640名の転入実績を上げています。

ころであります。そのうち、新市街地での新築は46件であるのに対し、新市街地を除く既存市街地等については、新築住宅161件、中古住宅78件、合わせて239件と全体の約84パーセントとなっております。特に、平成27年度からは下水道区域加算補助金を創設し、既存市街地への誘導を図ってきたこともあり、これまでに浅生原区の40件を中心に花釜区22件、山下区17件と震災前に宅地開発が行われた既存市街地への転入が顕著にあらわれております。中でも津波浸水区域である花釜地区については、定住補助とかさ上げ補助を併用することにより、宅地の有効活用並びに既存市街地への誘導及び減災化が図られているものと捉えているところであります。

また、定住促進事業については、4月から名称を新たに移住・定住支援補助金に変更し、あわせて坂元地区転入世帯に対する加算金及び本町へのUターン世帯に対する加算金を創設するなど、より新婚、子育て世帯に重点を置いた制度に改正することとしております。

今後も県内最高水準の制度を広く周知しながら、多くの方々を本町に誘導できるよう、移住・定住を強力に進め、定住人口を確保してまいります。

次に、2点目、雑草が繁茂する空き地を抑制する条例制定についてですが、土地の管理については、当然ながら当該所有者が行うものであり、雑草等の繁茂により、環境美化や公衆衛生上、好ましくない状態にあるものについてはこれまでも空き地の雑草除去に関する指導要綱に基づき、当該所有者に対し草刈り等を実施していただくよう、文書で通知し、その際にみずから草刈り等が実施できない方については、請負者を紹介するなど、速やかに実施できるよう努めているところであります。

今年度の草刈り等の実績といたしましては、175件通知を郵送し、そのうち155件において作業が終了しているなど、一定程度対応いただいている状況となっております。

ご指摘のありました条例の制定についてですが、現在県内では仙台市、岩沼市、利府町の3市町が条例を制定しておりますが、いずれの市町の条例も自治体の基本的な姿勢や所有者の責務、自治体が指導、助言等ができることを想定しているものであり、本町の指導要綱と同様の内容であります。実効性のあるものとするためには、所有者の意識改革と適正管理が必要であり、先進的取り組み事例を参考としながら、持続可能な協働のまちづくりに向け、よりよい環境整備が図られるよう努めてまいります。

次に、3点目、ふるさと納税の返礼品として、空き地の除草代行サービスを加えることについてですが、空き地の除草代行サービスについては、現在のところ本町の返礼品には登録されておりませんが、近隣の自治体等においては町内に土地や家屋があるものの、地元を離れて生活している方のためにシルバー人材センターが草刈りや家の管理等を代行するサービスを提供している事例もありますことから、そうした状況も加えながら、前向きに検討してまいります。

なお、ふるさと納税制度をめぐっては、総務省から制度の趣旨に沿った責任と良識ある対応を厳に徹底するよう通知があるにもかかわらず、一部の自治体においてふるさと納税の趣旨に反する返礼品を送付していることが問題視されております。今後、国においては、返礼品に対する具体的な定義を示すとのことでありますので、町といたしましては、その定義に逸脱することがないように、制度を活用してまいります。

次に、4点目、津波浸水区域への住環境整備についてですが、住環境の向上は生活に

安らぎや潤いを与え、地域に活力をもたらす効果的な取り組みであると認識しております。一方で、津波浸水区域への桜の植樹等の景観事業や公園整備事業については、施設整備後の継続した適切な維持管理が重要であり、今後の施設管理を考える上では行政と地域住民との協働や協力体制の構築が必要不可欠と考えているところであります。

町といたしましては、他自治体の先行事例も踏まえながら、地域住民参画を主体とした施設整備について町有未利用地の活用も含め検討してまいります。

以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。それでは、再質問をさせていただきます。

まず、大綱1、細目1の障害者福祉サービス事業所への就労機会の拡大ということについてですが、今、町長から話あったように、全国、県にかかわらず、障害者の状況といったものは、かなり厳しいものとなっております。この中でですね、2月に広報に載りました障害者3名程度の募集についてなんですけれども、これはどんな障害の方を対象にしているのか確認したいと思います。知的とか、身体とか、精神とか。

議長（阿部 均君）障害のいろいろな区分によって、回答願います。福祉課長ですか。総務課長。今持っていない。資料ないのね。今、資料持っていないということでありますので。福祉課長もわかりませか、その辺は。こっちなんだ。区分ごとの募集要項というか。（「休憩」の声あり）

この際暫時休憩といたします。

午前10時23分 休憩

---

午前10時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）7番菊地康彦君の質問に対する回答を総務課長。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お時間を頂戴いたしまして大変申しわけございませんでした。

広報2月号で募集をかけております事務補助員の障害者、こちらの障害の区分でございますが、身体、精神、知的、この3種類に区分を設けずこちらの障害を有する方ということで募集をしているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。募集要項を見ると、果たしてどんな方、パソコンを使う方とか、受付ができるとか、自分で通勤可能で介助なしというような募集要項になっているものですから、ちょっと事前に確認すればよかったんですが、ちょっと頭を悩ませてしまったものですから、確認いたしました。

先ほど町長から支援相談員ですね、こちらの2名が今障害者と就労のマッチングを行っているということなんですが、現在うまくいっていないということなんですが、やはり障害者の方のやはり求めているもの、それから就労の内容、そういったものが明確に出されていないんじゃないかなと思うんですが、その辺町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大変申しわけないですが、もう一度、済みません。

7番（菊地康彦君）先ほど相談員がですね、障害者の就労支援に当たっていると、相談に乗っているということなんですが、今、役場でも募集をしている内容といったものも障害者の度合いとか、そういったものも勘案している募集内容となっていないような気がするんです。要は、障害者の方にパソコンだとか、あと自分で通勤するとか、パソコンでエク

セル、ワードを使える方とか、それは身体障害者の方だとは思いますが、そういったことを全然町では取り決めしないで募集しているとは言うんですけども、限られていますよね。だから、そういったことを事例として現在就労のマッチングがうまくいっていないというのは、相談員と障害者との要求だったり、希望、そういったものがうまく確認できないままのお世話になっているんじゃないかなということを確認したかったんです。

町長（齋藤俊夫君）はい。済みません。質問の趣旨はわかりました。

これは、実務的な中で相談員が果たしている役割があって、それを我々としても担当課なり、あるいは採用の関係は総務課が問題意識を共有しながら職員の採用に当たるべきだろうというふうに思います。

今回の関係につきましては、改めて保健福祉課長のほうからその辺の状況を補足させていただきたいというふうに思います。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。今のご質問は、就労につながるまでという困難な障害の種類の方もいるという話の中での就労に向けてのつなぎ方なんですけど、今、議員おっしゃったとおり、身体であればパソコンなりの使用にある程度、若干無理はございますが使用できる範囲も多々あるかと思うところがあるんですけど、今お尋ねのところは、例えば精神障害であったり、知的障害であった場合の一般的なパソコンのワード、エクセルの使用等についてとか、少し若干困難な場合もあるんじゃないかということだと思います。そのような障害のある方については、一般的な今うちの町で2カ所あるというような1回目のご回答でさせていただきました就労支援のB型事業所は、やはりまず仕事をするにそういう方たちがなれてもらう。それを終わった後、実際就労に向けてということで、就労移行支援というサービスもございます。実際そこは工賃とか、雇用契約に基づく賃金とかは発生しないんですが、パソコンを覚えたり、人との接遇を覚えたりするような就労移行支援というふうなサービスがありまして、現段階で、現状で今4名の方がそれを活用して実際の雇用、A型と言われているものなんですけど、雇用契約に基づく雇用までいきたいというふうな頑張っている方も数名いるのも現状でございます。それらのところの直接就労B型からA型につながらない場合は、そういう移行支援を使いながら実際の就労に向けた支援をやっていると、そういうことも含めて支援相談員をつないでやっておりますので、実際数字は上がっていませんが、日々努力して相談、話を聞いて、相談支援をしているという状況でございます。

以上でございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。そのように障害者に対する雇用の機会というのは難しいと、一人一人の能力もありますし、要求する仕事、そういったものがうまくかみ合わないというのがあるんですけど、その中で、先ほど回答ありました農業法人とか、農業分野に対する検討もしていきたいというような回答があったんですけど、具体的に今町長が考えているような対策、それがありましたらお聞きしたいんですけど。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。具体的な制度の活用というところまでは行っていませんけれども、少なくとも国・県では農福連携に向けた支援制度を構築しておりますので、そういうものを先ほど1回目でお答えしたように、町の農業の復興を見据えた中で、極力マッチングができるようにこの制度を活用していければなというふうに思っているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。済みません。何か細目2に行ってしまったんですが、その前にちょっと確認したかったんですが、作業所等では確認すると、やっぱり働く場を探すのはとっても大変だということなんです。やっぱり日々障害者の方のお世話をしたりする中で、何とか本当は工賃を上げるために日々努力しなければならないんだという担当者のお話だったんですが、ただ、やはり営業がなかなか難しいという部分がありますので、私が申し上げたかったのは、農業法人だったり、そういう方々に障害者の就労をあっせんというとおかしいんですけども、進めていく考えがあればなというふうに思っているわけです。それは先ほどの農福連携という町長の回答になったかと思うんですが、近隣の市町村を見ますと、農業もさることながら、いろんな分野に就労の機会を検討している事例もあります。その中で一番手が、私、今考えているのは農福連携ということで、細目2に行ってしまうわけですが、この農福連携、この担い手ということで、法人や遊休農地、こういったものの解消に大きな効果を出しているということも聞いております。昨日の新聞紙上でも長野県が、毎回ちょっと私、長野県なんですが、かなりこういうところに力を入れていまして、農福連携をとって障害者の賃金、それからアップですね、それと農業の維持、それから担い手をとということで、かなり効果が上がっているわけです。これを十分検討していただきたいというふうに思うわけですが、その点、遊休地活用、そういったものをして農福連携進めるべきと思うんですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。今のご提案なり、ご紹介のありました長野のケースも大いに参考にしながら、既存の制度を積極的に活用しながら、できるだけ障害のある方々の雇用の機会なり、あるいは工賃の引き上げというものにつなげていければなというふうに思います。一方で、私どももこれまでもちょっとした場面で対応してきている部分もあるんですけども、1つは今、産直施設が大いににぎわっておりまして、工房地球村さんから大変人気の高いアップルパイを納入していただいているわけですが、どうしても平日のいわゆる作業、活動ということになっているものですから、土日のいわゆる購買者がいっぱいいらっしゃる土日にそういうものを産直施設として提供できていないというふうな、そういうジレンマがあったりしますし、あるいは以前にもご紹介申し上げた事例としては、山下駅前のスーパー等、駅広の間のあの空間、スーパーのほうでもぜひ町のほうで自由なご利用をというふうにご提案いただいた際にですね、私としては工房地球村にあるトレーラーハウス形式の喫茶ルームを、ああいうものを駅前にでも展開していただくと、非常によろしいのかなというふうにご相談申し上げたところですが、土日は基本的にお休みだというふうな作業形態があったりしましてですね、なかなかこちらの思惑と工房地球村の対応がマッチングしない事例もあっていまして、その辺の配慮をどういうふうに進められるのかですね、そういうことも含めてさらなる就労機会の拡大、そしてまたさらなる工賃の引き上げというふうなことに結びつけていければなというふうに考えているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。町長からは就業機会を拡大したいと、それから農福連携も前向きに検討したいということを受けております。今、言われた産直なんですけれども、施設ということで、今はアップルパイ等を出店していただいているということなんです。隣、角田市と言っているのか、隣ではぱぴハウスという福祉施設があるんです

が、そちらが今度は産直に移転しますよというようなことで広告をうたっています。土日というお話もあるんですが、その拡大の意味でも産直にそういった今地球村の施設ですね、そういったものがアップルパイだったり、コーヒーを提供できる。これから構築するかと思うんですが、そういった今さら遅いと言われるとあれなんですけれども、そういった考えはないのかどうか確認したいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。震災前に磯区のほうにですね、角田の福祉施設さんがピザ等をですね、出店しておりまして、一定の利用者があったのかなというふうに思っていました。あのように入店、休日での対応が可能というふうなことであれば、いろいろと物事を進めやすいことになるのかなというふうに思います。さまざまな形で地元の資源を活用した産直施設にしていければというふうに思っておりますので、前段申し上げましたこれまでの残念な事例も含めてですね、角田の今度のオープンを予定している道の駅ですか、そちらのほうも参考にしながら前向きに取り組んでまいりたいなと思います。

7 番（菊地康彦君）はい、議長。今、土日という障害があるということなんですが、今後はそこに頭打ち、決めつけをしないで、作業所との協議を持って、なるべく就労機会と賃金アップを目的に進めていただければなというふうに思うわけです。

次に、細目3に移らせていただきますが、今後の活用しなくなる町の施設を利用した福祉サービスについてですけれども、今あるように、就労の機会といったものはなかなか難しい中で、産直も土日の営業に対応できなければという問題もあるんですが、小・中学校の統合だったり、町の施設が使われなくなってきているのは、我が町だけではなくて、他町にもあります。村田には小学校の跡地をふきのとうが活用して、リサイクル品の販売やそれから合同庁舎、こちらには食堂ありませんけれども、合同庁舎の食堂のお手伝い、そういったものを入居者が行っております。あとは、丸森の大内中学校の跡地ははらからが、こちらでもやはり作業所ということで、施設を活用して、一人一人の工賃アップを目指しております。そのような中で、町からはこの施設を無償提供ということでお借りしてやっているそうです。ただ、維持管理だったり、防火関係の費用はかなりかかったということなんですが、そういったものも創意工夫をして何とか最小限にして、今現在ホームの方々には生き生きと通いながら、工賃も上がってきているようです。2万を超えているということで、目標は3万円台ということも上げているようなんですが、こういった考えのもとにですね、当町でもそのようなことができるかどうか、考えられるかどうかお聞きしたいと思います。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。1回目の回答で申し上げましたとおり、どういう形でのご利用が考えられるのか、その内容によって今ご紹介いただいたように、1つは廃校になるのかなというふうに思いますけれども、いずれにいたしましてもどういう形態、どういう力を発揮できる方がどれだけの規模で利用を計画されるのかですね、その辺の規模感を共有する中で、必要な既存施設なり、あるいはまた既存施設ではなく新たにということも含めていろんなケースが出てくるんだろうと思いますので、やはりこのいわゆるそうした形での需要と、あるいは町としてのそれに応える供給の関係を今後しっかりと調整していく必要が大事なのかなと思うところでございます。

7 番（菊地康彦君）はい、議長。前向きにご検討いただけるということなんですが、その中でも先ほどちょっとお話したように、障害者の将来ということで、これはどの家庭でも一番心配しているとは思いますが、工賃のアップもさることながら、じゃあ自分たちは、



親より先に逝くわけないと、その中でグループホームといったものも検討されたり見直されて課題がいっぱいこちらもあるわけなんです、その辺については町長のお考えはいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。共同生活をされるグループホームでの、町内の方がこの周辺の市町村の施設にお世話になっているというふうな状況も把握しておりますけれども、これも先ほどお答えしましたように、そういう皆さんが何人ぐらい町内でのですね、そうした施設があれば利用されるのかという、その辺の実情、実態をしっかりと把握することがその次の展開につながってくるのかなというふうに思いますので、前段の就労の機会なり、工賃アップと同様にその辺の規模感というものを共有していくように努めてまいりたいなというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。グループホームというと、大体月6万、7万かかって、大体そういうのは障害者年金で消えていってしまうと、あとのお小遣いだったり、そういうものは工賃で何とかしないと服も買えない、お菓子も買えない、そういう状態になってきます。果たしてお医者さんにも通えるのかというような心配もあります。そういう点で今回の質問をしているわけなんですけれども、そして、グループホームなんです、やはり地元であれば親のほうも預けるのは安心できると思うんですけれども、やはり町外とか行ってしまうと目が届かない分が心配で結局は自分が面倒見てしまうと、自分が元気なうちは自分が面倒を見てしまうというようなことで、つくる側も何人入るかわからないのにつくられないという実情もあるかと思えます。その中で、このように働く場とグループホームを一緒にした施設の構築があれば、やっぱり両方の問題解決できるんじゃないかなと思います。そして、それが町にある使われなくなった施設、例えば老人憩いの家、使わなくなったという大変失礼なんです、そういった使用頻度が少ない場所を活用したり、そういったことにご尽力をいただければなと思うんですが、最後にその点だけ確認したいと思えます。

町長（齋藤俊夫君）はい。けさの新聞で私は亘理町にありのまま舎が完成をするというふうな記事がございました。やはり1回目のお答えしましたように、そういう周辺の資源の活用も含めて町として必要な対策、対応というのをしっかりと把握して、次のステップにつながるように今後対応していかなければならないなというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。障害者は障害を持った方をこの世に望んで生まれてきたわけではありませんし、ご家族もそのような子供を授かったわけでもないんですが、ただ、これはまさに神に選ばれたとしか言いようがないんですけれども、しかし、そのような方々は希望を持ち、夢を持つことが困難で、世の中に遠慮しながら生きています。同じ人間として夢や希望の持てる当たり前の人生を送れるように、これからは行政として一緒に考えるべきと思っております。今も将来も安心して豊かに生きていけるような施策に取り組むことを心から期待して次の質問に移ります。

大綱2、これからのまちづくりについてということで、細目1、既存住宅地の空き地や未利用地の活用における定住人口の進捗状況なんです、私が思っている以上に転入という部分が多く、結果として出ているようなんですけれども、ただ、この中でも私が心配されるのは、景観を損ねる空き地だったりの部分が多く見受けられるんですけれども、この辺はいかが思っていますでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのご質問につきましても、先ほど1回目でお答えした

中にありましたような居住環境の整備、あるいは除草に代表されるような取り組み、相当程度してきているわけでごさいます、そういう中でもまだもう少しという部分だろうと思いますので、これは引き続き土地の所有者に働きかける、そしてまたできるだけ有効な資源でごさいますので、これを活用していただけるよう、そういう定住促進事業をさらに展開していかなければならないなと思っておりますのでごさいます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。町全体を見てはいろいろな住環境があるわけですが、丘通り、横山、大平、小平、鷺足地区、こういったものは、マスタープランの中にも居住環境の向上ということで進めるわけですが、その点でこういった地区が今、進捗といったのはどういう状況かお聞きしたいと思います。

町民生活課長（大和田紀子君）お答えいたします。ただいまご質問のありました丘通りの地区でごさいますけれども、震災前と比較して横山地区については世帯数については減でごさいますが、大平、小平、鷺足地区については震災前に比べて世帯数は増加している状況になってごさいます。また、特に小平地区については、民間の業者が分譲した影響もごさいます、人口についても増加している状況になってごさいます。

以上です。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。それと同様にすぐではないんですけれども、牛橋、花釜地区も将来定住促進の受け皿と計画するというふうなうたっているわけですが、これについては、現在はまだ震災復興だったり、そういったものが中心になっているわけですが、これを見ると、平成37年ぐらいからですかね、そういった方向に持っていくということなんですけれども、それについても現在どのような準備をしているのかお伺いしたいと思います。

まちづくり整備課長（阿部正弘君）はい、議長。牛橋、花釜地区の既存市街地の環境の整備状況でごさいますが、まず、都市計画マスタープランのほうでは、まずこの地域、まず宅地のかさ上げ、補助を使ったかさ上げですね、あともう一つが避難路、津波避難路の整備を行って減災化を図るというふうな形にいたしております。現在、目下避難路の整備を進めておりますし、宅地のかさ上げについても進めているというふうな状況でごさいます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。その中で、丘通りから余り聞かないんですけれども、浜通り行ったところでは、3つの新市街地がきれいに、そして利便性の高い市街形成をしている中で、我々の住んでいるところは将来どうなるんだろうというような不安を聞いております。その辺について、住民への説明だったり、それから計画、そういったものを周知しているかと思うんですが、その辺の反響はいかがでしょうか。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。町全体でのまちづくりを考えた場合に、やはり町に1つ、ないし2つといいますかですね、集約的に機能を整えると、整備するというふうな部分と、あとは各行政区なりですね、小学校区単位なり、そういうコミュニティーレベルに応じた環境整備を、生活環境を整えるというのが、私は基本中の基本だろうというふうな思っておりますので、まさに持続可能なまちづくりをするためには、町としてどういう機能が、どの程度の機能が何カ所必要なのかというのから始まって、各行政区にもどういったふうなレベルでの整備なり、機能をそこに整えるべきかという、ここを共有していくことが非常に大切じゃなかろうかなというふうな思います。そうしないと、なかなか人口減少が避けられない中で、既存の市街地を維持するというのもなかなか至難のわざでごさいますのでですね、そういうまちづくりの視点、観点というのを共有しながら今後

進めていくことが肝要だろうというふうに常々思っているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。都市計画マスタープランもそうですけれども、やはりこの町をいかにつくっていくかというふうな、地区にどういうものがあるべきかということであるわけですが、やはり基本中の基本は私もそのように思いますし、やはり町の管理、どの場所にでも住環境をしっかりとつくっていくというのが、これからの人口をふやしていったり、移住促進のためにも大きな問題になってくると思いますし、そこをしっかりとやれば何の心配もないと、そして準備は早ければいいというふうに思うわけです。

細目2に移らせていただきますが、そういった今の現状の中で、やはり抱えているのは、少子化になったり、世帯数が減ったりしている中で、空き地がふえていると、空き地もふえているんですが、その管理も問題になっていると、これをしっかりとやらないとやっぱり1番目の目標達成にはならないんじゃないかと思うわけですが、そこで、不空地空き地の苦情の、私も一応確認したんですが、やっぱり多く浜通りが多いわけですね。その中でもなかなか対策がとれないという実情もあるわけですね。地主がいなかったりとか、全然反応してくれないとか、今後これを解決しないとさっき言った浜通りの人たちは何か周り草だらけだしということでも不安もあるし、転入者も少なくなるんじゃないかと思うんですが、今後どのような対策をとるのかお考えを聞きたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは先ほどの定住促進支援策とも関係するわけですが、私としては特にご指摘のあった地区を念頭に置けばですね、新しい駅が比較的町の中心部に設置されてきて、東側に当たるわけですが、駅からのアクセス向上ですね、あるいはアクセス向上はもちろん幹線道路なり、生活道路なり、あるいは排水路の整備とかですね、居住環境をアップできるような取り組みをすることによって、今相当の空き地がございまして、そういう活用を推進するということが大事なんじゃないかなというふうに思います。

今、山下停車場線の整備が急ピッチで進められておりますので、あの骨格になる路線と、あとはその南北の町道なり、農道なりを、駅を意識した道路整備をしていくことによって、駅近であれば一定の需要というのは、これまでの山下駅前の家屋が急増したという事例からもわかることではございますので、山下駅を中心としたそういうアクセスなりをしっかりと向上させるような中で土地利用を促進してまいりたいなというふうに考えておるところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。先ほどお話あったように、指導要綱、こういったものもあって、そこでの指導をなさって、そして問題が解決できないと、ほかの市町村も条例化はしているんですけども、やはりできる範囲は限られているということなんですけども、ただ、この町は震災によって住民を亡くしたり、特別な事例もあるわけですね。持ち主がいなくて、そこが一番問題だと思うんですが、そこで管理もできない中で、この条例が、指導要綱が適用になるかどうかというのと、ちょっと物足りなさがあるわけですね。やはり行政が立ち入れないと、民有地ということであるわけですが、しかし、やはり近隣の方は本当に困っているところもあるわけですね。そういった部分をやはり条例ということまでいったらいいかどうかという疑問もあるんですが、ただ、ある市町村では、条例をつくって、市町村がつくった条例に当てはまったものは、町が、行政がですね、執行できると、行政代執行ができるというような条例をつくった例もあるわけですね。そういうことをやっていかないと、根本的な今、困っている方の空き地だったり、今後のま

ちづくりに何か影響してくるような気がするんですが、その辺の条例をできれば考えていくべきではないんじゃないかなと思います。罰則を取り入れた町村もあります。そこまでやらなくてもとは私も思いますが、ある程度の条件、そういったものをつけて執行していかないとこの町、やはりもう一回つくっていくためには、人が住みやすいとかね、この町に住みたいといった町にならないんじゃないかなと思うんですが、その辺いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。極力実効性のあるものにするためにはということだろうというふうに思いますが、今、議員のほうからもおっしゃっていただいたように、なかなか罰則なり代執行というところまでというのは全国的にも非常に厳しい状況がございますので、町としてはそういう先事例なども参考にしながら、少しでも実効性のあるものにしていかなければならないなというふうな問題意識でありますので、引き続きよりよい環境整備に向けて努力を重ねていかなければならないなというふうに思っているところでございます。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。情報として私、この町会議員になって4年目を迎えるわけですが、就任当初からお願いされている場所があります。もう自宅の前が空き地になって松の木がかなり生い茂って、電線にまで草が伸びているということで、その行政区でも何とか考えているんですが、どうしてもその法律といったものが阻害されてできないと、草刈ったり、木を切ったりのはやるよと準備はできているんですが、地主がもう亡くなってしまって、誰にも言いようがない。ようやく見つけた親族もなかなかナシのつぶてで、返答もない状態にあるようです。やはり見て見ぬふりするの簡単なんですけれども、やはり本当に困っている人を何とか救えるような、そういった制度ですね。そういったものを構築すべきと思います。

1つ提案というとおかしいんですけども、今、多面的機能交付金制度を使って農地等を整備する事業があるんですが、全て宅地に限らず美化をする中で、こういったものを活用している事例というのはあるのかどうかなんですが、これを活用するということがいかになんでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。前段のその宅地のほうに今ご指摘の多面的機能支払交付金の活用というのはちょっと趣旨目的が違うというふうなことでございますけれども、うちの町も遅まきながら数年前からこの制度を活用して、除草等の維持管理をしていただいている地域なり、面積がふえる傾向にございます。あるいはまた、それ以外にも道路の除草なり、あるいは公園等の除草というふうなことも積極的に対応してきている部分がございますので、これはその辺の関係については担当の施設管理室長のほうから少し補足をさせていただきたいというふうに思います。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。今、議員がおっしゃいました多面的機能支払交付金のほうなんですけれども、こちらのほうの活用に当たっては、まず農振農用地であることがまず大前提になります。その中で所有者の方だったり、あと、その地域の住民の方が会員といいますか、委員になりまして、それを活用して農道だったり、あと農業用の用水排水路ですね、こちらのほうの草刈りとか、あと砂利敷きとかですね。あとは地域資源の向上を図るということで、側溝のひび割れの補修とか、そういうのはできるような形になっていまして、あくまで農地に限定されているというふうな形になります。

以上になります。（「事例」の声あり）

済みません。現在山元町のほうでは8活動組織がありまして、そちらのほうが構成員が284名で、今現在、今年度なんですけれども、実績としましては315ヘクタールのところをやっているような状況にあります。来年度につきましては、また活動面積を広げる団体等もありまして、355ヘクタールになる予定であります。

以上になります。「道路と公園」の声あり)

あと、道路と公園のほうにつきましては、各行政区のほうに出します道路河川愛護協会のほうから出している負担金等を使って年2回から3回ぐらい各行政区で宅地周りの除草とかしていただきまして、あと、町のほうでは委託業者に頼みまして、幹線道路等の草刈りを約67キロぐらいですね、やっているような状況になります。

あと、避難丘公園とか、買い取り宅地につきましては、シルバー人材センターのほうに委託して年2回、ないし3回ぐらいの除草をやっているような状況になっております。

以上になります。

7番(菊地康彦君) はい、議長。7番。今、話あったように、条例の制定、そういったものも解決策なのかなというふうに思っていたわけですが、なかなか、今後いろいろなものを検討していただき、前向きに雑草地、空き地の管理をと思っております。

細目3に行くわけですが、その点できなかつたらなんて思って、こちらにご提案したんですが、町としても今後前向きに検討するということですので、細目4に移らせていただきます。

議長(阿部 均君) ちょっとする前に、この際、休憩しますので。

---

議長(阿部 均君) この際、暫時休憩といたします。再開は11時25分といたします。

午前11時15分 休憩

---

午前11時25分 再開

議長(阿部 均君) 再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長(阿部 均君) 7番菊地康彦君の質問を許します。

7番(菊地康彦君) はい、議長。7番。それでは、細目4ですね。津波浸水区域の住環境の整備ということで、先ほどもちょっと触れたんですが、やはり空洞化している中で、うちは戻って住んでいるんだけど、周りの環境がなかなかほかと比べるとどうなんだろうかという声があるわけです。せめて近くに公園でもあって、孫でも遊ばせる場所があれば、公園とは今たとえですけども、そういう場所でもあれば我々も住んでいるという実感が湧くんですけどというようなことが言われました。確かに行ってみると、夜なんかはですね、戻ってきた方が多いので電気もあって、震災前ほどではありませんが、多少温かさがあるなと思うんですが、やはりほかと比べてはだめなんだろうが、やはりいろんな地区と比べると浜通りの地区はちょっとそういう和むような場所が足りないんじゃないかなということで今回こういう質問をしたわけです。また、そういった公園をつくる際にも3種区域であると町外に出ていかれた方なんかは、土地の買い上げがないわけですね。そうすると、宅地がそのまま残ったようになる方もいるわけですね。町外に出ていった場合、宅地を買い上げはしていただけないと思うんですが、そういったところを町として買い取って、そういう公園に限らず住民が集まれる場を提供するのも

行政なんじゃないかなと思うんですが、その点いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどもまちづくりの基本的な考え方の中で一定の考えを披瀝していただきました。ですけれども、それぞれのコミュニティーにご提案に行ったようなものを整備するというのも一つの手ではございますけれども、町がそれを全て整備して管理するとなるとなかなか容易でないという部分もありますので、仮に各地区にある既存の町有地も含めてどういう活用ができるのかというのが地元の方々としっかり話し合いをする中でですね、例えば最初の整備は町のほうでやるにしても、その後の一般的な維持管理は地元でやるというような、そういう仕組みづくりをしっかりとできるのであれば町としても対応しやすい部分があるんだと思います。全て町で整備して、町で管理しているとなると、これはその積み重ねでございますので、考え方としては非常にわかるんでございますけれどもというふうになりがちでございます。いずれにいたしましても、このご質問については、先ほど申しましたように、震災前からの既存のオープンスペースでございますので、そういうふうな有効活用に向けて今のご指摘も踏まえた形で活用をしっかりと検討してまいりたいなというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。維持管理に関しては、どこの地区も地域だったり、先ほどお話あったように、公園とか、そういったものに関しては多少なり住民も理解しているかと思うんですが、やはりその場をつくると言ったのはなかなかできないことですし、今であれば過疎債といったものも有効な資源なんじゃないかなということでお話ししたわけです。

また、たとえで先ほど桜の木ということでお話申しましたけれども、やはり1種、2種に行くとはですね、本当に殺伐として周りに何もなければですね。見えるのは田んぼ、畑になってしまいましたから、風も強いし、そういった意味でやはり私は被災している身ですから、あの方々がいるから、ああ私はあそこに住んでいたんだということが思い出されたりするわけです。それも生きた震災遺構ではないかなと私は思っているんですね。本来ならば、昔あった一軒一軒に桜の木を1本植えて、あそこは私のうちだということをおもうところもあるんですが、せめて今、その1種、2種に住まれている方にもやはり多少なりの部分で、ことしも予算の中にヒマワリ畑だったり、そういったものを計画しているようです。そういった桜の木というたとえですが、そういったものを植えれば費用かかるわけではなくて、維持管理とまた言われるかと思うんですが、そういったところに今度は交流人口を生むとか、そういった効果も出てくると思うんですが、その点いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。交流人口という視点で考えればですね、今おっしゃっていただいたように、一定の規模といいますか、広がりといいますかですね、人が集まっていただけのような魅力が出せるようなものであればというふうには考えます。前段の話は、何か小さいコミュニティーレベルに何かこう、シンボリックな植栽などを念頭に置いているのかなというふうに受け取った部分あるものですから、そうではなくて、一定の花畑とかですね、そういうふうなことであれば新年度ももう一カ所ふやす予定でございますので、そういう形であればですね、今後2カ所を3カ所にするとかですね、1カ所の規模をもう少し地権者と協議する中でさらに広げるとかですね、そういう取り組みは可能になるんじゃないかなというふうに思いますし、ぜひそういうふうな方向を模索していきたいなというふうに思います。

7番（菊地康彦君）はい、議長。7番。そういう方向で考えているわけですし、また笠野地区の築堤ももったいないなと思っております。ただの築堤ではなく、そういったところが桜の名所になったり、内側、外側と考えなければなりませんけれども、それで形成していけばなというふうな思いはあります。とにかく町全体が美化して、そしてまた浜通りの津波防災区域も皆さんがここに住みたいというふうに思ってもらえるようなまちづくりも大切なんじゃないかなと思います。

これからのまちづくりをするためには、やはり町長が言われるように、住みたい、それから住んでよかったと思える環境づくりがとにかく何より大切です。そのためにも町内の空き地の管理、それから地域の環境整備を行って、きれいで住みよい町にしなければいけないと思います。既存市街地はもとより、津波防災区域の役割を再確認し、震災前より人口減少が顕著な町ですが、これからも向こう三軒両隣、隣近所助け合い、肩を寄せ合って生活するため、全ての町民に真心のある対策が今こそ必要です。

昨年、都市計画マスタープランを策定し、震災後8年が経過しようとしている今、第6次総合計画策定事業と新たなまちづくりの岐路に立っています。今後2つの計画を確かなものにするため、行政と住民が十分に話し合いを持ち、まちづくりに取り組むことを期待して私の一般質問を終わります。

議長（阿部 均君）7番菊地康彦君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）5番伊藤貞悦君の質問を許します。伊藤貞悦君、登壇願います。（「ちょっと暫時休憩お願いします。タイマーが正常に動かないので」の声あり）」どうぞ登壇してください。今あの、こちらのあれですから、今タイマーちょっと……、直った。直りました。大変申しわけございませんでした。伊藤貞悦君の質問を許します。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。5番、伊藤貞悦です。平成31年第1回定例会において、これからのまちづくりにおける施設や環境整備について大綱1件、小項目3件、細目5件の一般質問をいたします。

最初に、小・中学校の施設や環境整備に関する計画について3点。

1点目は、老朽化が進んでいる各小学校、小学校は4つあるわけですが、特に老朽化が進んでいる経年劣化している坂元小、山下小、山下第一小学校についてですが、この3つの小学校を含めた4つの小学校は、再編計画がありますが、今後10年間使用を続けることになっているわけですが、使用し続けるわけですが、具体的な施設や環境整備に関する修繕、補修等の計画について伺います。その内容については、校舎の改修、トイレの洋式化、プール関連施設、体育館の照明設備等についてであります。

第2点、小項目の第2点目ですが、失礼しました。細目の第2点目ですが、統合までのと書いてありますが、正確には再編までのというふうなことになると思いますが、数年間、各中学校は使用をこれも続けることになると思いますが、具体的な計画、これについても補修、改修等々であります。中身はグラウンドの補修、体育館の照明設備、放送設備と遮光設備、敷地内の防犯灯関連であります。

3点目は、小学校も中学校も学校周辺の通学路において、狭く危険な箇所があるわけですが、これらの拡幅計画等を策定する考えはどうか。

小項目2点目、統廃合後、正確には再編後の学校施設に利活用についてであります。

先ほども菊地議員の話にありましたが、統廃合というか、再編して廃校等々になる学

校が出てくるわけですが、その利活用について具体的に単位制、通信制等を含む高等学校や専修、各種学校を誘致することに関して町、町長はどのようなふうを考えているのかでございます。

3点目、スポーツに関する施設や環境整備について。

現在、町内に点在するスポーツ施設を集約し、スポーツ総合公園をつくり、町民は利活用しやすくすることについて伺います。スポーツ等の公園の中身については、総合グラウンド、グラウンドの中に長軸と短軸があるわけですが、400メートルトラックをつくりますと、中にサッカー場ができると思われます。考えられます。そのような総合グラウンドできれば、観客席とか芝生の張ってあるグラウンドというふうなことでございます。

それから、2つ目、総合体育館とトレーニング施設。現在、体育文化センターがございまして、改修計画があるようですが、やはり町のいろんな主要な行事をやったり何かするには、観客席も必要というふうな考えからであります。

3つ目は野球場、ソフトボール場。

4つ目はプール、できれば屋根つきの温水プール。

5つ目、テニスコート等を配置したスポーツを中心とした総合公園。このスポーツを中心とした総合公園については、その生かし方等々について、いろんな観点からいろんな方法があります。そのことについて、後ほどお話をしていきますが、以上のことについて町当局の考えをお伺いしたいと思っております。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、これからのまちづくりにおける施設や環境整備についての1点目、小・中学校の施設や環境整備に関する計画のうち、小・中学校周辺、通学路の拡幅計画等の策定についてですが、通学路の安全性の向上につきましては、学校関係者や関係機関との通学路合同パトロールの実施による課題抽出を実施した上で、山元町通学路安全対策推進会議を開催し、関係機関との連携を図りながら解決に取り組んでおります。具体的には、坂元小学校周辺の通学路における正門北側の下郷館下南線の側溝へのふたがけといえますかね、これの設置による歩行空間の確保、あるいは坂元小学校講堂の災害復旧工事にあわせました道路の拡幅改良工事を実施しております。また、山下小学校周辺においては、山元消防分署から山下中学校に向かう山寺畑中線の道路拡幅事業及び小学校から作田山団地に向かう山下浅生原線の歩道設置事業など、通学路における環境整備については、これまでも積極的に取り組んできたところであります。

また、今後の拡幅計画については、旧坂元支所東側の下郷新渋沢線の側溝整備による歩行空間の確保や山寺畑中線の道路拡幅事業等の施工区間延伸に係る調査測量を実施する計画としており、その他の路線の拡幅についても引き続き課題の抽出や関係機関との連携を図りながら、他の道路事業との優先性等を勘案し、着手づけについて検討してまいります。

次に、2点目、統廃合の学校施設の利活用についてですが、2年後の中学校の再編、10年後の小学校の再編を進める中で、閉校となる小・中学校の校舎や公地の利活用については、今後のまちづくりのあり方の観点からも町全体として考える必要があると認識しております。



当面は、坂元中学校施設の利活用について、教育委員会と町長部局、さらには廃止校となる学区内の皆様とも意見交換をし、その後のまちづくりにもつながるよりよい利活用を検討してまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。伊藤貞悦議員のご質問にお答えいたします。

大綱第1、これからのまちづくりにおける施設や環境整備についての1点目、小・中学校の施設や環境整備に関する計画のうち、老朽化が進んでいる各小学校の具体的な計画についてですが、山下第二小学校を除く3校の校舎は、昭和50年代に建築されており、既に30年以上経過しております。このうち耐震診断の結果、耐震補強が必要となった山下小学校については、平成22年に耐震補強とあわせ改修工事を行っておりますが、耐震診断の結果、耐震適合となった坂元小学校及び新耐震基準で建築した山下第一小学校については、校舎の一部で雨漏りなどの老朽化が進んでいる状況であります。

トイレの洋式化については、平成28年度に洋式化にて建築した山下第二小学校を除くと各小学校におけるトイレの箇所ごとに洋式トイレは1基ずつの整備となっており、整備個数は3小学校全109基中、35基で、32パーセントの整備率となっております。

プール関連施設については、文部科学省の小学校施設整備指針において、更衣室等の設置は必須項目ではありませんが、山下第一小学校のプール関連施設については更衣室がなく、現在は空き教室を更衣室として活用している状況であります。

以上のような状況を踏まえ、各小学校の校舎、トイレの洋式化、プール関連施設については、国の補助金等を活用しながら10年後の学校再編も見越した対応を行ってまいりたいと考えております。

なお、体育館の照明設備については、現在山下第一小学校体育館において、全体で9基あるうちの2基で水銀灯の球切れがありますので、早急に対応してまいります。

次に、2点目、再編までの数年間、各中学校は使用を続けることになるが、具体的な計画はについてですが、2021年4月に現山下中学校の施設を活用し、中学校を再編することとしておりますので、学校関係者やPTA、地域代表の方々などからなる再編準備委員会を立ち上げ、2年後の新中学校開校に向け、校舎や校地全体の状況を確認し、整備を進める予定としております。

なお、坂元中学校のグラウンドについては、全体的に水はけの悪い状態ではありますが、改修には暗渠等の再整備が必要である可能性もあるため、状況を確認しながら再編後の活用方法を検討する中で対応を考えてまいります。

体育館の照明設備については、それぞれの中学校で水銀灯の球切れがありますので、現在対応しているところであります。

放送設備と遮光設備に関して、特に山下中学校の体育館におけるワイヤレスマイクの不良については、原因を調査しながら必要な対応をしてまいります。

また、経年劣化によるカーテンの傷みについては、学校再編にあわせ整備を図ってまいりたいと考えております。

最後に、学校敷地内の防犯灯については、学校やPTA、夜間の利用団体等からの要望等を確認し、必要に応じ対応してまいりたいと考えているところであります。

なお、小・中学校の環境整備等については、来年度、山元町公共施設等総合管理計画の個別計画として、学校施設等長寿命化計画策定業務を実施する予定としておりますので、老朽化等の現状を把握の上、中長期的な施設整備の具体的な計画を策定し、また、今後実施する学校再編も視野に入れながら計画的に進めてまいりたいと考えております。

次に、3点目、スポーツに関する施設や環境整備についてですが、現在、町内には仮設住宅撤去後、復旧工事を経て、昨年9月に供用開始となった町民グラウンドを初め、牛橋地区にある都市公園には野球場や多目的広場があり、その他、山寺、真庭グラウンド等、町内数カ所にスポーツ施設が点在している状況にあります。これらグラウンドの総合化については、町長公約にも掲げられております町民グラウンド周辺の町道再編等による利便性の高い動線確保、グラウンドの大改造という観点から、平成29年度から各種スポーツ団体への聞き取りを継続的に行っているほか、町民グラウンドを拡張するとともに、機能集約を図るための測量設計業務についてもこの3月には完了する見通しとなっております。

具体的には、野球、ソフトボール、グラウンドゴルフ等、多種目での利用が可能になるとともに、特にソフトボール協議においては東北大会を視野に大規模な大会を地元で効果的に開催できるよう取り組んでいるところであります。

なお、プール、テニスコートについては、震災による被災等を通じ、利活用の面で多くの需要が見込めないことや新施設にした場合の維持管理等を考慮し、近隣市町との連携により各種施設の利用についての相互調整等を図るのも一つの方策と考えております。

また、総合体育館とトレーニング施設については、新年度当初予算において、町民体育館適正化計画事業として長寿命化計画に関する費用を計上していることから、計画的な修繕改修を行い、スポーツニーズ等を踏まえた施設の見直しに着手いたします。

町民体育館内のトレーニング室については、平成29年度から2カ年にわたりトレーニング機器を更新してきたことに加え、取り扱い講習会を定期的で開催した結果、利用者が大幅に増加していることから、引き続きトレーニング環境の整備に努め、さらなる利便性の向上を図ってまいります。

以上でございます。

---

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時15分といたします。

午前11時53分 休憩

---

午後 1時15分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）5番伊藤貞悦君の質問を許します。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。それでは、再質問していきたいと思えます。

私は、これまでの一般質問において、小・中学校のソフト面についての改善や手直しを求めてまいりましたが、今回、私が一般質問を出しておりますのは、小・中学校の再編方針案が提出されましたので、そのことを踏まえ、まず1点目はですね、最初、小・中学校の施設や環境整備に関するもので、これから10年間使っていくというふうに予想されているわけですが、その各小学校のことについて、具体的な計画があるのかどう

か。これは年次計画ですが、これがあるかどうかについてまずお尋ねをいたします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。答弁で申し上げたとおり、小・中学校の環境整備については、来年度ですね、山元町公共施設等総合管理計画の個別計画として学校施設等長寿命化計画策定業務を実施することにしておりまして、その中で具体的に校舎等大規模な改修等をどのように進めていくか計画する予定であります。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。いわゆる山元町公共施設等総合管理計画の中の具体的な点だと思えますが、来年度まで個別計画を立てて、それから基本方針とか基本設計をしてというふうなことになるかと、2年なり、3年なり時間が経過してしまうわけですが、それで毎日毎日生活している子供たちはいいのかどうか。そのことについて教育長はどのようなふうを考えているのかお答えいただきたい。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。日常生活、学校生活に支障が出るような部分については、早急な対応が必要ですので、その必要が生じた場合には計画がどうのこうのではなく、対応してまいりたいと思います。ただ、議員がおっしゃるように、10年間という学校再編ですね、小学校のスパンがありますので、その間の校舎等の環境整備というのは、しっかり立ててやっていかなければいけないところがありますので、その辺については計画をしてまいりたいということでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。そのことについて同じ質問ですが、町長はどのようなふうにお考えになりますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。学校の整備につきましては、やっぱり10年、最大10年というふうな方向性であろうと思いますので、その辺の中期、長期的な視点を大事にしながらですね、当面对応する部分とその辺は選別しながら対応していくべきだろうというふうに思っております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。それでは、視点を変えまして、子育てするなら山元町、子育てというふうなことについて、どの年齢まで町長は子育てというふうなことを捉えているのか。それは幼児なのか、小・中学生も含むのか、もっと上までのことを考えているのか、そのことについてお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これまでの施策の展開を見ていただければおわかりのとおり、例えば医療費の関係であれば、高校生までというようなことで対象範囲を広げてきておりますので、基本的にはもう今高校まで学ぶというのが一般的な社会情勢になっておりますので、その辺が一つの範囲になろうかなというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。基本的には大きなくりで言えば高校生まで、いわゆる親から見れば子供を育てる、それを子育てというふうに捉えるんだというふうな回答だと思います。そのことを念頭に私も質問してまいりますが、今回31年度の当初予算とか、町長公約等の中に、この子育てのことがあるわけですが、その小・中学校の予算について、どのように考えて配置したのか、私は額が少なすぎるというふうに捉えたわけですが、町長はどのようなふうにお考えですか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これは、今の部分について言えば、残念ながら伊藤さんとは認識が異なると言わざるを得ません。

私は、今回3期目に就任して初めての当初予算の編成というふうなこともございますので、公約の実現に向けては金額的に大きなというふうな中身にはなっておらないかもしれませんが、多方面にわたって私なりの配慮をしたつもりでございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。おっしゃることは、そのとおりなのかもしれませんが、具体的に子供たちが困っている、毎日の生活で困ってる場面、例えば小学校のトイレのにおいがするとか、こういうのは毎日の生活なわけですね。というふうなことは優先順位からいったら1番じゃないのかなと、洋式化する以前にやっぱりそういうふうなところから手を加えていって、少しずつでも改善してやるべきではないのかなと私は思ったものですから、具体的な箇所を上げて、これはどうなんだ、これはどうなんだというふうな質問をしてまいりましたが、長寿命化をそれぞれ立てていかなくちやならないんだと、それはごもつともだと思いますが、具体的にじゃあどうするんだということはこれからだというふうなことです、その具体的にこれからどうするんだと、そういうふうなお考えは町、教育委員会でもあるのか、町でもあるのか、そのことについてはいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。当然、我々としては問題意識を持ってこれまでも対応をしてきたつもりでございます。ただ、その先ほど教育長のほうからお答えしたように、個別の計画策定というふうなことになるますと、これは段階を追って今進めているところでございますので、まずはこれまで町全体の公共管理施設の管理計画をつくってききましたので、それをベースにして次のステップとして個々の施設ごとの計画づくりに邁進するというふうな段階になろうかなというふうに思います。

ただ、それ以前も含めてですね、これは私のみならず、歴代の町長さんたちが、あるいは教育長さんたちが一定の考えを持って、これまでも対処してきているというふうなことでございます。

先ほどトイレの話も出ましたけれども、あえてここで言わせていただければ、このトイレの洋式化というふうなことについては、私は就任後いち早くみずからの問題意識として取り組んできた一つでもございます。ただ、残念ながら、当時教育委員会なり、特に学校現場となかなかこの辺の思いが共有できなくて、その後の津波の襲来というふうなこともあって、少し進捗が芳しくなかったというふうなところはあるということはあるとあえて申し上げます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。ただいま私が申し上げておりますのは、平成30年10月31日に山元町の産建教育常任委員会が小学校を視察をしておりまして、その小学校視察の結果、校舎等修繕箇所一覧というふうなものが提出されております。その中から抜粋をしてですね、今、話をしておるわけですが、30年の10月ですから、まだ半年しかたっていないというふうに言われればそのとおりなわけですが、このような視察の結果を年度当初の予算にある程度加味して、予算編成されてもいいのではないかとと思うんですが、教育委員会のほうではこのことについて、どのように生かされているのか。例えば補正とかですね、何かに加味されているのかどうか。そのことについてお伺いします。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。産建教育常任委員会で視察をしたということで、課長も同行しておりますし、その後の対応についても検討しておりますので、学務課長のほうから答弁させます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。昨年ですね、産建教育常任委員会のほうで各小学校の現場確認というふうなことで現場に上がっております。その結果、各学校からの要望とかですね、そういうのを確認しながら現場を歩き、そして今お手元に持っている資料がその資

料かと思えますけれども、その中で早急に対応すべきもの、これにつきましては、年度内に予算の残高を勘案しながら対応すると、あとは学校予算というふうなものも年間をつけておりますので、各学校の予算残金などを確認しながら早急に対応できるものについては対応するように学校と調整をしていたところでございます。どうしても高額な修繕とか、そういうふうな必要なものについては、新年度に向けて予算措置をするなど、ちょっと手元に資料、私持っておりませんでしたので、具体的にこれこれとは言えませぬけれども、そういうふうな形で対応するよう努めているところでございます。

以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。小学校のプールのろ過装置については、新年度の予算で計上されておるようですが、そのほかのことについては予算計上されていなかったようなので、具体的に私、今話をしているわけですが、やはり早急にやっていただかなければならないところ、毎日毎日の生活で子供たちが支障があったり、不便を来しているようなところについては急ぎやっていただきたいと思えますし、やはりそれが教育の機会均等の均等の部分になるのかなというふうに私は思っておりますので、考えていただければと思えます。

そんなふうなことで、年次計画があるのかどうかということをお聞きしたんですが、いわゆる優先順位があるんだというふうなことなので、優先順位については、例えば去年補正で決まったエアコンが今のところ決まっていますから、一番だろうと思えますが、これに匹敵するようなことって私が挙げた中でもたくさんあるような気がしないわけではないんです。ですので、教育委員会では、優先順位ってどのように考えているのか、そのことだけはお聞かせいただきたいと思えます。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。各小学校ですね、二小を除いてというふうなことで、1回目の回答でお話しておりますけれども、現在坂元小学校、それから山下第一小学校、こちら2校が雨漏りというふうなことで、かなり老朽化が進んでいるというふうなこともございまして、まず建築年度の古い坂元小学校から国の学校の環境改善交付金、こちらのほうを国のほうに要望を昨年度から出しております。残念ながら30年度は予算がつきませんでしたけれども、31年度に向けても現在その要望を出しているところでございます。その次に山下第一小学校、こちらについて国の環境改善交付金を使いながら、10年後に再編というふうなこともあるんですけども、最低限の改修などできるように大規模改修というふうなことで計画をしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。ぜひ、毎日毎日生活している子供たちのために善処していただければと思えます。

それでは、前に進めます。

再編が決まっております中学校関係ですが、2021年4月には再編スタートという形になるわけですが、このことについて、まだ2年間あるというふうにお考えなのか、2年しかない、ただ2年間はそこで過ごす生徒もいるわけですが、例えばグラウンドの改修、改修難しいですが、補修改修ですね。坂元中学校のグラウンドは非常に広くていいわけですが、傾斜の問題とか、暗渠排水の問題とかで、水はけが悪い。それから山下中学校についてもやはりくぼ地になっていて、一雨降るとたまってしまうというふうな

ことが出てきておるわけです。このことについては、多分町当局も、教育委員会でもご存じになっていると思いますが、このことについては計画はあるわけでしょうか。いかがでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。今、議員ご指摘のとおりですね、坂元中学校についても広大な土地なんですけれども、全体的に暗渠が詰まっているというふうなことでございます。あと、山下中学校の校舎の西側のグラウンドですね。こちらも雨が降るたびに排水が不良というふうな状況になっているということは私たちも承知しております。

坂元中学校については、先ほど1回目の答弁でお答えしましたが、今後の利活用というふうなことを踏まえて、今後検討していきたいというふうなことでございます。

山下中学校のグラウンドについても現状を再度確認しながら、今後再編に向けまして、その中で対応していきたいというふうなことで考えております。

なお、工事費等につきましても高額というふうになりますので、この辺については例えば国の環境改善交付金とか、あとは学校再編に伴う改修等の交付金等もございまして、その辺も検討に入れながら対応していきたいというふうなことで計画しております。

以上でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。先ほどですね、1回目の回答で、再編準備委員会を立ち上げると、それでいろんなことを検討していくんだというふうな話がありましたが、その再編準備委員会というのは、ソフト面についての検討で、ハード面についてはまた別のことから考えていかなければならないのではないだろうかと思っておりますが、そのような解釈でよろしいでしょうか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。おっしゃるとおり、準備委員会は、学校の教育活動の中身、あるいはPTAの組織であるとか、同窓会であるとか、そういうものについて新しい中学校でどのようにするかということを検討していくのが中心になるんですが、ただ、一方で使う校舎を山下中学校というふうに決めていますので、その山下中学校の環境整備ということも同時に進めていかなければいけません。それを例えば外部の方が入った準備委員会でどうこうではなく、その部分については教育委員会事務局と町当局とでいろんな調査をしながら進めてまいりたいと考えております。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。そのことについては、わかりました。

では、各学校にはそれぞれの分掌、いわゆる仕事をする分担の分掌があると思いますが、そこで基本的には1週間に1回とか、毎月1回、安全点検とか、いろんなことをしていると思うわけですね。それを教育委員会に報告して、このところは直してほしいとか、修繕してほしいというふうな要望計画というのは具体的に例えば3カ月に1回とか、半年に1回上がってくるものなのかどうか。そのことについていかがでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。学校のほうでは月に1回、安全点検というふうなものを行っているんですけれども、緊急にというふうなことで、改まったその点検後の要望等については改まってこちらには上がってきていないというふうなのが現状でございます。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。30年の決算の委員会のときに、岩佐秀一議員が中学校の体育館の照明について話をした折に、まだ予算が残っているからというふうな話がありました。というふうなことで、私はすぐにそういうふうなことは直せるんだろうなというふうな概念のもとに考えておりましたが、なかなかだめだと、それで、これはいわゆる体育館の照明が下りてくる、機械的に、自動的に下りてくるリフターというのが

故障してしまっているのが高額なお金がかかるというふうなことだというふうな判断をして、補正とかですね、それから当初の予算にそういうのが上がってくるのかなと思っていたわけですが、今回もなかった。そんなことで、実は山下中学校は32分の8切れているわけです。ということは4分の1だめなわけですね。今度の卒業式までは間に合うんだろうなと思っておりますが、やはりいろんな形でもう10年以上山下中学校も経過していますし、坂元中学校も経過しておりますので、そういうふうなことはできるだけ早く早くやるべきだというふうな考えておるんですが、その辺の経過についてはいかがなものでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。中学校の照明関係なんですけれども、当初リフターのほうが落ちてくる装置が壊れているというふうなところもございまして、その修繕も含めてということで考えていたんですけれども、近年水銀灯がもう製造中止になるというふうなこともございまして、LED替えというふうなことの切り替えの時期にも来ているのかなと思います。今回、当初はリフターとかなんかそういうものを一切交換するというふうなことで高額というふうなことでちょっと修繕の時期が遅れていたわけなんですけれども、今回、リフター等を交換せずに電気だけを交換するというので、水銀灯、こちらへの応急措置として電気がつくようにだけするというので、これを年度内に、要は卒業式までに対応するように坂元中学校、それから山下中学校、壊れているものを交換するというふうなことで、応急措置というふうな対応をさせてもらうことにしております。よろしくをお願いします。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。毎日毎日体育館も授業をしたりなんかしております。ご存じのように、体育館というのは、基本的には東西につくられていて、南向きで太陽光線が入る、そのために遮光しなくてはならない。坂元中学校は非常に高い位置から窓があって、その遮光方法も非常に難しいわけですね。それから山下中学校は、南面も北面も全てガラスでというふうなこともありますので、やっぱりそういうふうなことを含めて、それから10年も経過しているとなればいろんなことがありますので、やはり早目早目にやっぱり見ていかなければならないのかなと思っておりますし、特に山下中学校は再編後も利活用するわけですので、そういうふうなことも念頭に行っていたらいいと思いますし、学校の体育館はいろんな行事にも使われておりますので、やはり保守点検というふうなことを念頭にぜひ予算面からも考慮していただきバックアップをするような形で考えていってほしいというふうに思います。さらにこのことについては、先ほど回答がありましたので、3番目の小学校も中学校も学校周辺の通学路においてというふうな質問項目ですが、「推進会議を開き具体的に」というふうなことがあるわけですが、これは推進会議を開いて具体的に調査をしていかないといけないものなのかどうか。もう何十年も前からというか、同じような立地条件のもとに出ているわけですから、分析はもうとっくにされていて、おかしくないと思うんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

学務課長（佐藤兵吉君）はい、議長。学校の通学路安全対策推進会議というものを設けまして、その中でも検討しているわけなんですけれども、随時学校のほうでも夏休み前とか、PTAを踏まえた危険個所の点検とか、そういうものを行っておりますので、その中で要望等があったものについては随時対応するというふうなことで、その会議があったからそこで対応するのではなく、随時そのような学校からの要望、PTAからの要望等を確認し

ながら対応すべきものについては対応する考えのもとに行っているところでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。ただいままで再質問してまいりましたが、今まで話をしております小学校4つですね。それから中学校2つは基本的にけさの新聞にもありましたが、何か事があったときに津波とかですね、地震があったときのいわゆる避難場所に指定されているんだらうというふうに考えて私はいるわけですが、その際、この状況、このままの状況で本当に町民の方、避難してくる方々は大丈夫なのかどうか。何度か東日本大震災以降ですね、いろんな場所で避難訓練をやってきていて、その結果も出ていると思われるわけですが、このことについてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

議長（阿部 均君）どちらに聞けばいいですか。（「町長です」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。学校関係については、伊藤議員ご指摘のとおり、いざというときの避難所、一つの防災拠点になるわけでございますので、今回の3. 11の教訓も踏まえて坂元小学校の体育館、あるいは二小の体育館等については、そういうふうな機能を充実させたつくりにしてきているというふうなところでございますし、その他の学校についても同様の考えで、足らざるところがあればですね、順次整備をしていかなければならないというふうには考えているところでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。以上のような観点から、これからもいわゆる再編が進んだり、統廃合されても町としては避難所というふうな形で使うことがあるわけですね。ある可能性が高いところだろうと考えるわけですが、そのことについて、やっぱりある程度は計画性を持って、避難路とか、避難場所、いわゆる校舎、体育館等々の計画的な改修等について考えていかなければならない、それが優先されるべきものだろうと考えるわけですが、このことについてはどうでしょうか。教育長でも町長でも構いません。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。おっしゃるとおり、いざというときの避難場所として学校というのが指定避難所になっているわけですが、そういう点からの道路等を含めた環境整備というのは、確かに大事なところだと思います。ただ、実際に道路を拡幅することによって、古い学校ほど町なかで学校のすぐそばに家が建てられていてという状況がありますので、ちょっと簡単に拡幅というふうにはいかない部分があるかと思えます。あと、町全体の道路の整備事業というのもあると思いますので、必要に応じていいいますか、その辺からよりよい、先ほどの話でいう、避難につながるような、避難しやすいような整備というのは、今後町当局のほうと連絡調整しながら考えていきたいなと思います。

以上です。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。5 番。わかりました。

ドクターヘリの着陸等々のことも踏まえて、防災とそういうふうなことで、特に役場とか、中学校周辺はドクターヘリが離着陸する場所でもありますので、そういうふうなところを優先的に、長期的にでも構いませんので、やはり町民の安心・安全を考えながら進めていっていただければと思います。

それでは、(2)の再編後、統廃合の学校施設の利活用についてに進めていきたいと思えます。

私は、今、念頭にあるのは、基本的には、一番早いのは坂元中学校が基本的にはですね、山中と再編されて、あの施設が使わなくなるというふうなことなわけですが、具体的にあそこに単位制のとか、通信制の含む高等学校とかですね、専修各種学校等々を誘



致する考えは町長はありますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今おっしゃっていただいた部分に直接的に問題意識を持ってというふうなことは、これまではございませんでした。これまで議会のこの一般質問等の中ではですね、坂元地区における今後のまちづくりを視野に入れてというふうな趣旨のご提案等を頂戴しておりますので、私としてはそういうふうな方向で今後、この学校の問題は地元の方々と話し合いを進めながらよりよい方向に、よりよい利活用につなげていきたいなど、いかなくちやないなど、そういうふうな思いであります。これからのそういう相談の中で、今ご指摘のような、ご提案のような種類のものも含めていろいろと知恵を絞ってまいりたいなというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。やはり中学校が立地して、現在も、これから2年間ですね。あそこの場所で生活をしていくわけですので、全て教育に関する諸設備は整っているわけですね。校舎も手直しをすればまだまだ使えると思いますし、体育館だって、グラウンドだって、テニスコートだって使えると思うんです。そういうふうなところをみすみす町の宝のわけですが、それをこのままにしておくのはもったいない。ただ、午前中、菊地康彦議員からは別なようなご提案がありましたし、そのほかの議員の方々には別の提案を持っておるようですが、宮城県で数少ない高校や上級な教育施設を持たない町としては、そういうふうなことを誘致するというふうなことも一つの大きな目玉となると思いますし、それから今回、いろんなアンケートの中で中学生が答えておりました。山元町がいい町だと思っているのは6割いるんですけれども、やっぱり将来働くかとなるとあれだと、やっぱり子供たちに前を向かせたり、夢や希望を与えたりするというふうなことと、この単位制の高校も含めたこういうふうな施設があれば交流人口増加の一つの形にもなるのかなというふうなことで今回このようなテーマを考えて話をしているわけですが、教育長はこのことについてはどう考えますか。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。いわゆる廃校となった学校の後利用ということについては、いろんな例がありますし、議員おっしゃるとおりの学校の誘致も一つかなと思いますし、現段階でそういうことについて具体の検討をしているわけでもありませんし、いろんな例がある中で、やはり山元にとってどういう後利用がいいのかというのをやっぱり検討をしっかりと、各方面からご意見も伺いながら煮詰めていくべきかなと考えております。

以上です。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。まだ先があるというふうな回答ですので、少し時間がかかってでも検討していただければと思います。

もう一つつけ加えるならば、10年後、また廃止校が出てくるわけですね。その際、このような考えをやっぱり持って、ある程度前を見据えて協議をしていくということも大事なことだと思います。坂元小学校を出したのは、駅から歩いてでも通える。10年後を考えたら山下第二小学校だってあく可能性があるわけです。とすれば、山下駅のすぐ近くですので、ここだって候補になるわけです。そういうふうなことを考えたら、そういうふうなことも一つの検討していい分野になるのではないかなというふうな発想のもとに考えて提案をしてきたわけですが、町長はそのことについて、先のことだからわからないと言われればそれまでですけれども、山下駅前、坂元駅前というふうなことを考えたときにいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい。確かに坂元中学校、第二小学校とそれぞれの地域における位置づけが

ありますし、将来を見据えてどういうふうな利活用があるのかというのは、その場所場所に応じて、そしてまた先を見据えて、検討を進めていくことが肝要だろうというふうに思っておりますので、まず当面は坂中に焦点を当てつつも、次の展開を見据えながら、この議論を進めていけるように取り組んでまいりたいなというふうに思います。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。5 番。10 年後というふうなことでありますが、やはり一步一步前向きに検討したり、進めていかなければなかなかできなくなってしまうことなので、時間がかかっても検討し続けていただきたいと思います。

それでは、その2番目と3番目は若干関連性がありますので、3番目に移らせていただきます。

スポーツに関する施設や環境整備についてでございますが、先ほど回答がございました。山元町のスポーツに関する施設は点在、簡単に言えば点在していると思うんです。実は、現在の坂元中学校をスポーツ公園にするというふうな考えもないわけではないと私は考えております。なぜならば、体育館もある、グラウンドもある、それからテニスコートもある、私の考えるいわゆる観客席のある体育館ではない、グラウンドも確かに観客席はありませんけれども、割と一番簡単にそういうふうなことも可能性がないわけではないわけですが、まず1つ目の質問として、現在点在しているところをどこかに集約して、スポーツ公園にすると、スポーツ総合公園をつくると、そういうふうな考えは、町または町長、教育長にはあるかどうかをお伺いします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。スポーツ施設の集約化についてでございますけれども、震災前のこのスポーツ施設の関係と震災後のまちづくりの中で状況が大分変わってきておりますのでね、その辺を大事にした集約型の施設整備を進めることが必要だろうというふうな基本的な認識は持っております。1回目のスポーツに関する施設なり、環境整備の中でお答えしたとおりでございますが、現段階としては町民グラウンドを中心とした集約化の方向を考えているというのが一つございますし、あるいは先ほど来から伊藤議員からのお話にあるとおり、これからの小・中学校の再編に向けたこうした学校施設の利活用を念頭に入れたときにですね、それぞれの地域の特性を生かしたまちづくりを進める上で、どこまでどういう形で整備をすればいいのかですね、例えば観客席というふうなお話もありました。維持管理費から考えると、ちょっとというふうに言わざるを得ない部分もございまして、しかし、中学校をどういう形でこれから整備するのかによっては、そういうものと連動した施設整備もあってもいいのかなというふうに今聞いておったところでございます。いずれにいたしましても、人のいないところでスポーツするというのは、私は余り感心しないなというふうに思っております。私は常々菊地康彦議員がスポーツ少年団の指導を第二小学校のグラウンドを活用してですね、やはりああいう周辺に人がいるところ子供たちなり、あるいは大人も含めてスポーツにいそしむというのが一番いい環境ではなかろうかなと、人がいないところでですね、一生懸命やってもいまいちやっている本人も張り合いがないというふうに思いますのでですね、できるだけ私としては集約化の方向を目指すべきではないかなというふうには常々思っているところでございます。

5 番（伊藤貞悦君）はい、議長。5 番。今回の私の質問は、これからのまちづくりというふうな観点で施設や環境整備と、その中に学校があり、それからスポーツ施設がありということから話をしておるわけですが、やはり山元町も牛橋にグラウンドがあり、合戦原に体

育文化センターや体育館がある。ないわけではない。確かにそのとおりなんです。ところが、点在していて割と使いにくい。それから交通の便等々を考えたらずし時間がかかってもお金がかかっても集約しながら、そしてゆくゆくは一元管理できるような形にしていくのが町の方向性なのではないだろうかというふうなことを考えております。今、町長が話をしたように、できるだけ使う人が多くいるところ、私は一番は学校周辺が一番いいだろうと実は思っているわけですが、なかなかお金の面とかなんかから考えていったら、今一番施設があるのは、合戦原というか、体育文化センターとグラウンド、テニスコートがあるわけですから、あの前あたりの田んぼあたりなのかなと、2番目は坂元中学校を利用するのかとか、3番目はこの山下小・中学校の前あたりなのかなというふうなことを考えているわけですが、いろんな形でスポーツレクリエーション系統のことも施策にも入れてきておるようですので、そういうことを少し長いスパンで考えて、1つずつ、1つずつ整備していく、そのように考えられないかどうか。もう一度町長に、長いスパンでも構わないからそういうふうな方向はどうなんだというふうに質問したいと思いますが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。私も県職員時代、宮城国体ですね、競技力向上に向けて、競技力の向上のみならず、各種のスポーツ施設の整備なり、あるいは維持管理のほうにも当たってきた一人でございますので、そういう経験を生かしながら利用しながらでの方向での取り組みに力を入れていきたいというふうに思います。

5番（伊藤貞悦君）はい、議長。5番。平成31年が始まり、いわゆる平成31年度は4月から始まるわけですので、今回私が質問しました小・中学校の施設設備、すぐにやれるものはすぐにでもやって、児童・生徒が困らないような環境づくりをぜひしていただきたいというふうに話をして一般質問を終わりにしたいと思います。

議長（阿部均君）5番伊藤貞悦君の質問を終わります。

---

議長（阿部均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時10分といたします。

午後2時00分 休憩

---

午後2時10分 再開

議長（阿部均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部均君）8番大和晴美君の質問を許します。大和晴美君、登壇願います。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番大和晴美です。平成31年第1回定例会において、一般質問をいたします。

東日本大震災の発生から間もなく8年が経過いたします。今月3日に開催されたキラリやまもと町民綱引き大会は、世代を越えた地域コミュニティーの場として企画されました。勝敗はともかく、若者の笑顔が見れて大変よかったです。

現在、策定中の第6次総合計画基本構想の中に、まちづくりの戦略課題が3つあり、その1つに「町民と地域と連携した協働のまちづくりが必要」とあります。今後は5月に元号が変わり、5月の連休明けからは新庁舎での業務が予定されており、この定例会も平成最後となります。私たちは、創造的な復興の歩みを進めるとともに、新しい時代においても災害に対する備えをしなければなりません。そこで大綱2件、細目4点につ

いてお伺いいたします。

大綱 1、町民や地域連携したまちづくりについて。

細目 1、コミュニティーづくりについて。

町内美化コンクールを開催してはどうか。

細目 2、地域全体で子育てを応援するために、「受動喫煙のない社会を目指して」というロゴマークの活用をしてはどうか。

大綱 2、防災・減災対策について。

細目 1、柴田町や多賀城市で設置されている土のうステーションを本町でも設置してはどうか。

細目 2、町営住宅の防火設備は十分か。

細目 3、地域リーダー育成のために町民対象の防災士資格取得支援事業を取り入れてはどうか。

以上、町長の考えをお聞かせ願います。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、大和晴美議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、町民や地域と連携したまちづくりについての 1 点目、コミュニティーづくりのうち、町内美化コンクールの開催についてですが、生活に安らぎや潤いを与える住環境の向上は、地域に活力をもたらす効果的な取り組みであると認識しております。そうしたことから、復興の進展を踏まえ、平成 28 年度から町が管理する道路や河川、公園等の公共施設の環境美化活動に積極的に取り組むボランティア団体を山元クリーンサポーターとして認定し、これら活動を支援することで民間と行政のパートナーシップを構築し、住民参加の地域環境づくりを図る取り組みを実施しております。現在は、4 団体を認定してございまして、その認定団体の主な活動内容でございますが、年間を通した公園等の清掃や除草、植栽等でございます。町はこれら活動に対する補償保険の適用、あるいは報奨金の支給、ごみ袋の提供、収集したごみの運搬等を行うなど、ボランティア活動を積極的に支援しているところでございます。引き続き認定団体数がふえるよう、働きかけますとともに、ご指摘のありました内容も含め、町民同士のコミュニケーションを育むことができるよう、他自治体の先行事例を参考にしながら今後検討してまいります。

次に、2 点目、受動喫煙のない社会を目指すというロゴマークの活用についてですが、昨年 7 月に公布された改正健康増進法において、国及び地方公共団体の責務として、受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的な推進に努めることが明記されたところでございます。今回の改正により、多数のものが利用する施設のうち、学校、病院、行政機関などの第一種施設については、今年 7 月 1 日から敷地内禁煙が施行となります。また、受動喫煙による健康影響が大きい子供や患者等は、特に配慮が必要であることから、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外については、より一層の徹底が図られるよう定められているところであります。

これらの施策にあわせ、ご指摘のありました受動喫煙防止ロゴマークなども積極的に活用し、地域全体で子育てを応援する受動喫煙防止対策が図られるよう鋭意取り組んでまいります。

次に、大綱第 2、防災・減災対策についての 1 点目、土のうステーションの設置につ

いてですが、近年短時間で局地的に降る、いわゆるゲリラ豪雨と言われる大雨、あるいは大型台風等が全国的に増加傾向にあります。本町においても一昨年の台風21号による浸水被害が発生した行政区もあったことから、災害時に備えて土のうを備蓄することの重要性は認識しております。このことから、役場での土のうの備蓄の保管、各自主防災会においては総合防災訓練での独自の訓練において、消防団を講師とした土のうづくり訓練を実施し、その際に制作した土のうについては、災害時への備えとして各地区で備蓄保管をいただいております。各地区における土のうステーション的な役割を担っていただいているところであります。町といたしましては、自助、共助の醸成にも資する各自主防災会における土のうづくり訓練等を継続支援し、土のう備蓄をしていただくことによって浸水被害の軽減に努めてまいりたいと考えております。

次に、2点目、町営住宅の防火設備についてですが、消防用設備は大きく分けて3種類あります。消火器等の消火設備、自動火災報知設備等の警報設備、そして誘導灯の避難設備に分けられます。その中で、町営住宅には消防法等に基づき住宅の種類に応じた消防用設備を設置しておるところでございます。具体的には、つばめの杜中層住宅や道合住宅等、いわゆる町が管理する共用部には消火設備や警報設備、避難設備を設置しており、毎年点検を実施し、異常があれば随時修繕や交換を行ってまいりました。また、各住宅内の居室や台所、階段に設置している警報設備は入居者の管理としております。入居者から電池切れや誤作動の連絡があった場合には、点検や交換等の管理に努めているところであります。

なお、藤田住宅を初めとした既存の町営住宅には、平成16年の消防法の改正に伴い、平成18年度から22年度にかけて居室及び台所に警報設備を設置いたしました。設置から年数が経過し、設備の交換時期に差しかかっていることから、新年度に更新を予定しております。

最後の3点目でございますが、町民対象の防災士資格取得支援事業の導入についてですが、災害に強いまちづくりを進めていくためには、町民の皆様に防災の専門的な知識や技能を身につけていただくことが不可欠であると考えております。防災に関する一定の知識、技能を取得した防災士は、災害時においては初動時の被害軽減や避難所運営等に、また平常時においては防災や減災の啓発活動等での活躍が期待されることから、防災士の要請については、災害への備えとして有効であると認識しているところであります。

しかしながら、本町においては、防災士の資格を有している方が15人とどまっている現状でありますことから、防災士になっていただく役割等について十分精査し、資格取得に係る支援のあり方について検討してまいりたいと考えております。

本町で行っている地域防災リーダーの育成に係る事業としては、県が認定する防災指導員を養成するため、防災指導員養成講習会を県と連携して開催し、講習受講者は宮城県防災指導員として登録され、町内では約140人が地域防災のリーダーとして活躍していただいております。

以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。それでは、再質問をさせていただきます。

町内の美化に関しましては、町長がおっしゃいましたように、クリーンサポーターなど、ボランティア団体としていろいろな方が活躍されております。今月の綱引き大会も

賞品がありまして、1つの目標に向けて皆さん取り組んだ催しであります。この綱引き以上に誰もが取り組めるものとしてそれぞれの周りの環境美化の視点から美化コンクールというのがあるのだと考えます。

近隣市町村、宮城県の市町村においては、5月30日ごみゼロの日前後に実施されている例もございます。山元町では10月第1日曜日に町内一斉清掃として皆さんで清掃活動を行っていますが、この5月30日ごみゼロの日の例で申しますと、例えば松島では全町民及び学校、小学校、企業、各種団体により町内一斉清掃などをやっております。

一つの提案であります。通学路を保護者、子供と地域の連携で小学校単位で実施するという点についてはいかがでしょうか。

議長（阿部 均君）これ、町長ですか、教育長ですか。（「町長にお伺いいたします」の声あり）

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。さまざまな形で環境美化に対応するというのは非常に大切なことだろうというふうに思います。その切り口として今おっしゃっていただいたようなケースもあるのかなというふうに思っているところでございまして、これまでの10月の町内一斉ですと、各行政区挙げてというふうなことになるわけでございますけれども、ある意味美化をする的を絞ってですね、そこに大人も子供もというふうなことも皆さんをその場に駆り出すには有効な方法なのかなというふうにもお聞きしていたところでございます。これは教育委員会とも関係する問題でもございますけれども、よく区長会なり、皆さんと相談しながらよりよい環境美化を模索してまいりたいなというふうに考えるところでございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。通学路ということで、小学校単位で実施してはどうかという提案を申し上げるんですけれども、同僚議員の先ほどの質問にありましたように、環境美化の面から繁茂期になりますと、通学路としての防犯上も問題が出てきたりですとか、あと道路に木が覆いかぶさってきたりする件もございまして、通学路というのは、私を含めてちょっとPTAを離れた者にとってはわかりにくい面もございまして、そういった地域の力と、それから若い力ですね、綱引きにありましたように若い力を連携して町の美化に努めるということをご提案したいわけでありまして。ぜひその折には、審査員は町長、副町長、教育長、そして区長会会長、交番の警察官などを提案申し上げますが、そのことについては町長はいかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろんな対処の方法があるのかなというふうに思いますけれども、まずこの環境美化をコンクール的な形にするというのは、どうなんでしょう、少し先行事例を少し研究しなくちゃいけないところはございますけれども、ちょっとやるにしても審査が難しいような気もしないわけではございません。具体的に審査員をどういうふうにするかというものを含めましてですね、これは少し研究をさせていただければというふうに思います。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。確かに審査基準というのは私も難しいなというふうには考えました。新市街地があり、一方では本当に整備されたまちがあり、公園も掃除されていますが、やはり丘通りとか、浜通りのほうはかなり厳しい状態にもありますし、そういったものを実際に子供たちが通っている通学路ということの一つの視点にしまして、きれいな山元町をPRする、そして今、定住促進に力を入れている町としまして、ほかから来た方にも喜ばれるという、そういう目的を持ちながら、そういうコンクールの実施というのを提案したいと思ったわけでありまして。このことについては、ご回答は結構

です。

続きまして、2点目、「受動喫煙のない社会を目指して」というロゴマークの活用についてでございます。

先ほど町長の回答の中に「受動喫煙防止のマーク」というふうにおっしゃったと私はお聞きしましたが、この「受動喫煙のない社会を目指して」というこのロゴマークについての町長の認識を改めてお伺いいたします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。これの認識ということでしょうか。これは全国の英知を結集した作品で、非常にわかりやすいロゴマークになっているかなというふうに思います。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。ここで大事なことは、このマークについてですが、喫煙者に対する行動の規制というのをを行うものではなく、あくまでも受動喫煙のない社会を目指すこの運動に賛同する個人、団体、組織が、その意志を表明するために使われているということが一つ大事であるというふうに考えます。

もし、山元町でこれを取り入れるというふうになった場合は、いつから活用されていくおつもりでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ロゴマークの活用をいつからというふうなことでございますが、先ほど1回目の回答で申し上げましたように、この法施行がことしの7月1日からというふうなことでございますが、この趣旨を踏まえれば、必ずしも7月からじゃなくて、その前から取り組むということも大切なのかなというふうに今お聞きしたところでございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。私は、このマークは大変効果的なものだというふうに考えておるんですが、それではこのマークをどういうところに使用していくのかということについてですね。先ほど法律の面からですね、学校、病院など、最優先される場所が出てくるわけなんです、町長はこのマークを使うとしたら、まずどういうところに活用すべきだと考えますか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど1回目の回答で申し上げたような、やはり第1種施設と言われる施設を中心というふうなことになるかというふうに思いますけれども、先ほど大和議員からご紹介していただいたように、このロゴマークの趣旨からすれば、施設も大事でしょうけれども、各こういう考え方に賛同される方が胸に着用するとかですね、そういう取り組みも大切なのかなというふうにお聞きしています。必ずしも施設だけじゃなくて、いろいろ記念、オリンピックに代表されるような、大会の記念バッジなんかもしかたでございませうけれども、そういう大会を盛り上げる、あるいは運動の今回の受動喫煙のない社会を目指してという運動を、機運を盛り上げるというふうな趣旨からすれば、それぞれの胸に着用するというのも大切なのかなというふうに思います。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。1つ例を申し上げますと、香川県高松市になりますが、この厚生労働省が発表しているロゴマークを市独自でシール加工して利用者の多い応援の遊具、ベンチ、街灯などに張りつけております。受動喫煙が健康に悪影響を及ぼすことは科学的に明らかであり、心筋梗塞や脳卒中、肺がんに加えて子供のぜんそくや乳幼児突然死症候群などのリスクを高めることがわかっております。この子供への受動喫煙防止対策については、どのように取り組んでいくのでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。先ほど町長のほうからお答えさせていただきましたこのロゴマークの使用についてなんです、やはり議員おっしゃったとおり、このロゴマー

クを下の厚生労働省というところを例えば市町村名にしたりして使っている市町村は事例はございます。

子供に関してということなのですが、例えばうちの町で今の議員のお話ですと、例えば中央公園であったりとか、遊具の周りとか、あとこどもセンターの周りとかに張っていくのが、ステッカーにして、あとバッジとかにして、こどもセンターとか、子供に携わる職員が身につけるとかですね、バッジにして、あとはステッカーにして張るというのが一つの活用方法かとは思いますが。

なお、その実施時期等に関しましても実際1回目の答弁で町長のほうからお話しさせていただき、7月1日から全面的に敷地内、公共機関の敷地内禁煙ということがありますので、そのタイミング等を見計らって、一緒にこのマークなんかも動ければ、より31年の7月1日から厳しくなっているんだよというのが、皆さんにわかりやすくなるいいタイミングであるのかなということを現段階で今、そういうところも効果もあるかな、一つかなというふうには考えてございます。

以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。今、課長のほうからは、公園等の使用する場所とか、あと職員のバッジとかというお話がございましたが、ソフト面では町として現在もう既にやられていることがあるかもしれませんが、受動喫煙防止対策についてやられていること、これからやろうとしていることがありましたらお願いします。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。一つの小さな取り組みではございますが、実は今年度3月中に保健センターを改修して、トイレを改修して、それとあわせてネウボラ事業を開始することとしております。

その際、現在中央公民館で喫煙できる場所というのが、若干保健センターに近い場所も設けておまして、その開所にあわせて受動喫煙にならないように、喫煙場所を変更していただくように今担当課のほうと班長レベルで協議をしている最中でございます。まだ協議は調べておりませんが、そのようなまずは子供が集まる施設で受動喫煙をしないような働きかけなんかを具体には現在は取り組んでいる状況でございます。

以上でございます。一例ですが、以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。妊婦さんなどもやはり一つ大事なことだと思いますが、今ネウボラというお話も出ましたが、妊娠届け時などは保健師さんたちが面接とか行っていらっしゃると思うんですが、そういう面での指導というのも行われていますでしょうか。

保健福祉課長（桔梗俊幸君）はい、議長。その母子手帳の交付等、妊婦さんと保健師が面談する際に応じて、受動喫煙とは限らないんですが、喫煙に関するリスク、あと説明等を行って、たばこを吸わない、たばこの害の話をして、そのような指導はしているような状況でございます。

以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。先ほど町長の答弁にございましたように、昨年改正された健康増進法は、行政機関などの敷地内をことし7月1日から原則完全禁煙とします。秋田県的美郷町は、昨年新聞でも紹介されましたが、この4月道の駅など、全ての町有施設の敷地内を全面禁煙にするということで、手始めに町役場敷地内での喫煙をことしの1月から禁止しているそうです。



町は5月の連休明けから新庁舎での業務を予定しておりますが、この点については、町長は具体的にどういうふうを考えているのでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。確かに法施行が7月から、そしてうちの町の場合は5月の連休明けから新庁舎で業務が開始されるという一つの大きな節目を迎えるというようなことでございますので、新しい庁舎を区切りのいいところですね、先行して取り組むという視点が私は大事じゃなかろうかなというふうに考えておりましたので、先般の全員協議会のほうでもですね、それらしいことをちょっと発言をさせていただいたところでございます。まだ具体的に町として、全体として最終方針ということではございませんが、今後内部でしっかりと議論を積み重ねながら、早目に方向を打ち出してまいりたいと、できるだけ速やかな対応に努めたいなというふうに考えているところでございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。今、できるだけ速やかなというお話もございましたが、私は方針決定が遅過ぎるように思います。被保険者1人当たりの医療費が平成28年度実績で県内自治体において2番目に高い水準であるということがございました。肺がんなど、喫煙による健康被害が顕在化しています。子育てするなら山元町の長として、この件はぜひリーダーシップを発揮すべきであるというふうに考えます。

山元町という地域社会全体に子育てするなら山元町という意識をさらに浸透させ、子育て世代が地域全体で子育てを応援してくれているのだという実感が持てるように、役場全体の連携で、この受動喫煙対策を推進してはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ご指摘ありましたように、町の健康に関する実態、改正健康増進法の趣旨を踏まえてですね、子育てするなら山元町に恥じないような対策、対応をできるだけ早く対応できるように努力してまいります。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。それでは、大綱2件目のほうに移らせていただきます。

局地的な大雨や台風などによる浸水被害が発生しています。浸水被害をできるだけ少なくするために、行政の対応とともに地域の皆さんにみずから行動していただくことが重要であります。先ほど土のうに関しては訓練などでも土のうづくりをし、そして地区のほうで備蓄しているというお話も伺いましたが、大雨のとき、地区の皆さんが自由に使える土のうが身近にあれば、自宅や周辺の冠水を防ぐことができるというふうに思います。この土のうステーションについては、町長いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。土のうステーションについては、1回目の回答で申し上げましたように、現在、自主的に土のうステーションの機能を一定程度担うような体制になっておりますので、改めて土のうステーションという形でなくても対応はできるのかなというふうに受けとめておるところでございますので、これまでの取り組みを継続してまいりたいなというふうに考えております。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。災害はいつ起こるかわからないということで、この土のうステーションというのが、夜間や休日など、いつでも土のうを取りに行け、かつ皆さんのわかりやすい公共施設など、そういうところにあるということがわかれば自助という観点からは有効であると考えますので、ぜひ前向きに検討をしていただきたいというふうに思います。

続きまして、2点目の町営住宅の防火設備のほうに移らせていただきます。

既存の町営住宅のほうで、火災警報器の使用期限が切れているため、自主的に交換し

てもらったというふうなお話を聞きました。この警報器に関しては、入居者の管理というお話がございましたが、町営住宅というのは本当に棟もつながっておりまして、やはり個人個人の管理というのが行き届かなければ、それはやはり周りにも迷惑をかけるということにもなってくると思いますが、こちらの更新作業というのは、的確に行われているというふうに思っております。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。既設の藤田住宅を初めとする長屋方式の住宅のほうですけども、設置が平成18年から22年で5年間にかけて当時は居室の中と寝室の部分とあと台所のほうに熱探知式、熱探と煙探という感知方法の違うものをつけております。そこから設置からもう大体10年、乾電池寿命が10年というような形になりますので、来年度、その既存の住宅全てにつきましては、来年度更新する予定としております。全てですね。

以上です。

8番（大和晴美君）はい、議長。警報器については、来年度全部一斉に更新事業ということで、そちらのほうを予定どおりに進めていただきたいというふうに思います。

隣接の市町村で、ひとり暮らしの方が火災で亡くなったという例も聞いております。また、既存の町営住宅になりますが、消火栓があってもホースがなかったり、劣化しているの見受けられますが、こういった環境で安心して暮らせる環境が整っているのかどうかお伺いいたします。

議長（阿部 均君）これどなたが答弁いたしますか。施設管理室長かな、町営住宅だから。住宅の消火栓なので。消防との関係もあるんですけども、町営住宅なので。（「8番」の声あり）ちょっと待ってください。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。済みません。具体的にはどの場所というような感じですか。

8番（大和晴美君）はい、議長。寺前住宅で消火栓がありますが、隣の格納箱にホースは入っておりません。あと、名生東のほうでは、消火栓の隣の格納箱に劣化していると思われるホースが入っていますが、このような設備はいざというときに使われていないのでしょうか。

議長（阿部 均君）消火栓は基本的には消防で使うんだから、総務課長、ちょっとその辺説明してやって。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。各地区の自主防災会なりで消火栓の付近にホースを準備しているというものがございますが、それについては自主防災会独自の取り組みとして行っております。その使用については、これまで消防団が使っていたホースを払い下げた形で使うというようところで準備している自主防災会がこれまではございました。

ちょっと住宅の消火栓に対するホースのあり方については、またこれはちょっと別な観点もございますので、ちょっとそれについては一旦お答えは除きますけれども、基本的には現在は消火栓から放水するということは基本的にはまず第一義的には常備消防のほうで現在はまずは出向いて、そこから消火を始めるということで、実際なかなかホースを用意しても地域の方々、必ずしもそれを使いこなせる方が人数も含めてそろっているとは限りませんので、そういう意味からそのような設備の部分がですね、だんだんこれまでの考え方とは若干違った形で整備の状況になってきているのかなというところで認識しておるところでございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。私もこの件で、消防署のほうにもちょっとお伺いしたのですが、区のほうで設置、管理というふうに消防のほうではお答えになりました。ということで、区のほうで格納箱ですか、赤い格納箱があって、もしそれを使わないのであれば、もう紛らわしいのでかえって撤去するとか、そういった方法も考えられるのではないかと思いますので、そちらのほうをちょっと検討していただきたいというふうに思います。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、実際使える状態でないというものであれば、本来の地域のほうに初期消火のほうをお願いしたい部分がございますけれども、現状の体制からしますと、なかなかそうもいかないというのが各地区の現状にもございますので、そういう部分に関しましては、自主防災会のほうと今後やりとりをする中で、今後のあり方についてきちんと方向性、お互いに確認していきたいと思っております。以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。それでは、3つ目、3つ目というか、もう一つ質問ですが、昨年8月に本町でも町営住宅で火災がございましたが、その火災について、住宅がそのままの状態にしてあるように見えるんですが、今後も今の状態ですておくお考えなんですか。

施設管理室長（山本勝也君）はい、議長。昨年あった寺前住宅の火災住宅ですけれども、こちらの管理しています住宅供給公社のほうで発注しまして、3月に撤去する予定となっております。

以上です。

8番（大和晴美君）はい、議長。わかりました。

それでは、最後の質問に移らせていただきます。

防災リーダーの件でございますが、防災指導員が140人いるというふうにお伺いいたしました。そして、町には防災士が15人、15人はいるというふうなお話も聞いておりますが、この防災士の方々は、この資格をどういうふうにかかされているんでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。お尋ねの防災士15名の方々でございますが、こちらの防災士機構のほうに照会した結果の人数ということで把握しておりまして、実はうちのほうでよく防災訓練等に防災士の派遣をお願いする窓口といたしましては、防災士会宮城のほうをお願いしているところでございますが、実はその防災士会宮城に登録しているその防災士15名の方は実はゼロ人、1人もおらない状態でございます。どの方が今山元町で防災士の資格を有しているのかというところの個別の情報についてはちょっと持ち合わせていない状況でございます。

防災士の皆様には、基本的には平時にあっては防災意識の啓発活動なり、防災の計画の立案等に参画していただくようなお立場であればいいなというふうに期待しているところでございますので、町といたしましても防災訓練等に今はお願いして、活躍していただいている状況でございます。

以上でございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。私は、こういった大事なお役目というか、があるというふうに思いますので、本人の了解を得たら町の防災士として周知をしてもいいのではないかとこのように考えますが、その点についてはいかがでしょうか。

総務課長（菅野寛俊君）はい、議長。防災士の資格を有していただいているこの15名の方々がど

のようなまず志を持って資格を取得していただいたのかというところもこちらとしてまずは把握すべきかなと思います。その上で、町のほうで活躍していただけるというものは確認とれるのであれば、そのような形でですね、お知らせするのも一つのこれからの手かなというふうには考えているところでございます。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。防災士は、身につけた知識と実践力を生かして、それぞれの地域で防災意識の啓発や訓練に努めて、災害発生時には消防や自衛隊など公的支援が到着するまでの間、人命救助や避難誘導に当たり、避難場所の運営など、中心的な役割を期待されております。けれども、資格取得には防災士教本、研修の講習、受験料、認定等に費用がかかるため、自治体で全額、または一部助成しているところがあり、現在全国300を超える自治体が防災士資格取得費用に助成制度を設けております。

本町でもこの助成制度というのを取り入れるおつもりはございませんか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。必要な、そしてまた有効な、そういうことであれば前向きに検討をしていきたいなというふうに考えます。

8番（大和晴美君）はい、議長。8番。昨年西日本豪雨に襲われた広島市では、地域防災リーダーが住民に危険が迫っている事態を伝え、避難につなげる活躍を見せました。自主防災組織の会長さんたちは、自治会長などを兼務していることが多く、防災活動まで手が回らないのも実態であるというふうに思います。ぜひ会長らを防災面からサポートする人材の育成をしていくべきだというふうに思います。

また、徳島県のほうの例ですが、防災活動に意欲を持つ高校生の防災士資格の取得を支援したことにより、ことし2月までに514人が防災士の資格を取得ということで、その人たちが高校を卒業後、社会人として消防団に入団する方も少なくないというふうにもお聞きしております。ぜひ、この人材を育成する面でこういった取得支援事業を取り入れていただきたいというふうに思います。

8年前に志半ばでお亡くなりになった町民の方にも認めていただけるようなまちづくりのために努めることを改めて決意いたしまして、一般質問を終わらせていただきます。

議長（阿部 均君）8番大和晴美君の質問を終わります。

---

議長（阿部 均君）この際暫時休憩といたします。再開は3時10分といたします。

午後3時00分 休憩

---

午後3時10分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

---

議長（阿部 均君）1番岩佐哲也悦君の質問を許します。岩佐哲也君、登壇願います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、平成31年第1回山元町議会定例会におきまして、大綱3点、細目19点について一般質問を行います。

今回は、細目において従来と違いまして、あえて返答しやすいように少し詳細に一部に細かく端的にお答えいただきますように、細かく通告させていただいております。どうか回答は、まず結論を先に端的にお願いしたいと。

それでは、大綱第1、坂元地区の保育サービスの充実についてであります。

細目の（1）坂元地区保育所再建問題2年間先送りという返答が昨年12月にありま

したが、その要因、原因、理由は何か。

2点目、坂元地区ゼロ歳児から6歳児、いわゆる小学校に上がる前の児童、幼児ですか、の現状。そしてその現状を踏まえ、抱える問題。子育てに関する、保育に関する問題は何と捉えているか。

そして、3点目、住民の要望や問題点の解決策をどう考えているのか。さらにこれから2年間なぜそれを手をつけずにいるのか。

4点目、他自治体のサービスの充実制度を参考にしているかどうかということで、これはテレビでもやっておりましたが、千葉県流山市の取り組み、あるいは東京都の一部の区での取り組みなんか、いい例がたくさんあるわけですが、それらを参考にしているかどうか。

5番目、町長は、子育てに関する多様な住民のニーズに応えるとしているが、坂元公民館の有効活用、あるいは一時預かり制度の有効活用、そして園児の送迎など、総合的に組み合わせして、坂元地区住民の要望に応えるべく、手を打つべきではないかと、すぐ実行に移すべきではないかと、できるものをやるという考えはないかということのお尋ね。

6点目、子育て応援事業、すくすく幼児教育事業、子育て世代包括支援センター等々、子育てについてはどこにも負けないというぐらいの支援をしているが、坂元地区においては一体どうなっているのか。至急対策の手を打つべきではないかという観点からの質問であります。

そして、2点目、町の所有する遊休公有財産の利活用方法、処分も含めてですね、についてお尋ねいたします。

細目の1点目、現状確認として遊休公有財産、行政財産、普通財産幾らという評価の見方もあろうと思いますが、いわゆる使われていない遊休、遊んでいるといいますが、有効に活用されていない土地や建物の現状。

そして、その中でも特に(2)として旧坂元中の跡地、あるいは点在する各地区保育所の跡地、あるいは前坂元公民館、あるいはプール、あるいは山崎メリヤス跡等、それぞれ遊休地の有効活用、利活用をどう考えているか。

3番目としましては、老人憩いの家の利用、これは先ほども出ておりましたけれども、体文、あるいはグラウンド等と合わせて有効に活用すべきではないかと思いますが、どうなのか。

それから、4番目、ここ1年以内であきとなる建物の利活用方法をどう考えているか。例としては、坂元中、坂中、2年後ですね、あるいは中央公民館の一部、新庁舎に移った後の空き部屋等をどう利活用する予定かお伺いするものであります。

そして、(5)公有財産の処分の際の方法、ルール、どういう判断のもとに誰が決裁をしてどういうふうにしているのか。これは前にも一般質問で取り上げたことがあります。再度質問いたします。

(6)現庁舎の備品、今度新庁舎へ移りますが、器具等の使えるもの、処分、あるいは使えないものの処分、あるいは消防車、昨年12月新車2台、ポンプ車が2台入りましたが、従来使っていたやつはほうはどうかということでの大綱2の2番目の質問。

そして、大綱第3番目、27年から総合教育会議というものが設置されました。それ

の目的と役割、運営方法についてお伺いするものであります。

(1) としましては、小・中学校統廃合の問題に関して、町長はどの会議で町長の考えを披瀝、決裁しているのか。いまいち不透明なところがあったものですから、これをお尋ねするものであります。

(2) 町長の入らない教育委員会定例会で統廃合を決定したというのが前回の全協で報告があったわけですが、教育長の決裁だけで本当にいいんだろうかと、こういう大きな問題がという観点からの質問であります。

(3) 総合教育会議の役割、その目的は何と理解されているのか、なぜこのような機関が設けられたのか。そしてその目的に合っているのか。我が町の運営はね。そういう観点からの質問であります

4 点目、総合教育会議では、協議、調整を重点にするということになっておりますが、それをどういうふうに捉えているか。教育長はなぜ総合教育会議で町長の意向を確認して統廃合を決定しなかったのかと、確認しないで決定をしたのかという。

5 番目、総合教育会議の議長は、町長でない人が努めるのがよいのではないかと、これは一つの提案であります。要綱を改めたほうがよいのではないかと、関しての意見をお尋ねするものです。

6 番目、近隣の自治体で第 1 回会議より学力向上やら、小中一貫校について、議題として取り上げて喧々諤々やっていくという例がある。我が町としては、特に小中一貫校等について取り上げる考えはないかお伺いするものであります。

そして、最後になりますが、第 1 回総合教育会議の議事録は掲載されておりますが、それ以外は公表されていません。いろいろ調べようとして、いろいろなきさつを調べようとしているんですが、我が町はなっていないと、第 2 回会議以降公表していないのは何か理由があるんだろうと思うんですが、なぜなのかお尋ねするものです。

以上について第 1 回目の質問とさせていただきます。

議長（阿部 均君）町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第 1、坂元地区の保育サービスの充実についての 1 点目、坂元地区保育所再建問題、2 点目、坂元地区のゼロ歳から 6 歳児の現状と問題点、3 点目、住民の要望や問題点の解決策、4 点目、他自治体、例えば流山市の取り組みの事例、5 点目、坂元公民館の有効活用、一時預かり制度の有効活用、園児の送迎などの組み合わせ、そして 6 点目の子育て応援事業等の充実、追加と坂元地区の問題についてですが、関連がありますので、一括してご回答申し上げます。

まず、坂元地区の保育所再建問題についてですが、平成 30 年第 4 回議会定例会一般質問において橋元伸一議員にお答えしたとおり、まずは子育て世代が求める多様な子育てニーズに対応するため、一時預かり特定保育事業やファミリーサポートセンター事業を実施していくことに加え、10 月からの消費税増税に伴う幼児教育、保育料無償化の動向を注視する必要がこと、さらには国の人口推計や町の人口動態から保育所建設の可能性を見きわめる必要があることから、過疎地域自立促進計画では 2 年間の先送りとしたところであります。

また、坂元地区の児童数は、先月末現在で町全体のゼロ歳児から 6 歳児までの児童数 471 人に対し、87 人、約 17 パーセント、そしてつばめの杜保育所の入所児童につ

いては165人のうち、30人、約18パーセントが坂元地区から通所しております。

坂元地区から町北部の勤務先への通勤途中につばめの杜保育所へ送迎する保護者もあり、現在のところ送迎に関する利便性の要望等はない状況ではありますが、これまでも坂元地区の保育サービスについて一定の要望は確認しているところであります。

議員ご指摘の千葉県流山市では、町の規模や保護者の通勤に係る交通手段の違いはありますが、駅前送迎保育ステーション事業など、非常に参考になる先進的な取り組みをなさっていると認識しております。一方、坂元公民館においては毎週火曜日には児童館に勤務している児童厚生員が、ふるさとおもだか館内の公民館へ出向き、出張児童館を開催し、毎週水曜日には地域子育て支援拠点事業としてNPO法人へ業務委託し、出張子育て広場を実施しており、利用者も定着してきているところであります。

さらに、昨年4月からこどもセンターで実施している一時預かり事業については、右肩上がりに利用者数が伸びております。こうした出張児童館や一時預かり事業の状況と先進自治体の取り組みを踏まえ、平成32年度の当初予算編成までに坂元地区における保育サービスのあり方を考えてまいります。

町といたしましては、今後とも子育てするなら山元町の実現に向けて、さらなる支援策の充実に努めてまいります。

次に、大綱第2、町の所有する遊休公有財産の利活用方法についての1点目、遊休公有財産の現在高及び2点目、遊休地の利活用についてですが、これも関連がありますので一括でご回答いたします。

まず、現在高といたしましては、平成29年度末時点で建物については、震災後に設置したプレハブ施設やいちご団地の栽培ハウス等でありまして、一定程度の利活用が図られているものと認識しており、現時点では未利用の建物はないものと考えております。一方で、土地については、約60パーセントが山林や原野となっており、積極的な利活用が難しいところもありますが、旧坂元中学校跡地約1万6,600平方メートルなど、新築移転等により行政目的を失った土地を含めると、本町には地域活性化を図る上で重要な地域資源となる一団の土地が一定程度あるものと認識しているところであります。具体的な利活用については、今後議会の皆様や地域の方々と検討することになりますが、例えば、一団の土地があれば、立地条件によっては企業誘致の候補地として、また新婚・子育て世代を意識した宅地として新たな居住環境を整備するなど、その有効活用について鋭意検討してまいりたいと考えております。

次に、3点目、老人憩いの家の利活用についてですが、昭和52年に設置した老人憩いの家については、震災以前には高齢者団体が定期的に利用しておりましたが、震災後には平成28年8月13日まで南保育所の仮設保育所として活用してまいりました。また、現在は従来どおりの老人憩いの家として再開し、昨年7月と今月には東北学院大学の古墳学術調査に伴う合宿所としても利用いただいているところであります。

次年度以降については、教育委員会において県補助金を活用し、小・中学校における不登校等の児童・生徒及び保護者に対する教育相談、学習支援、学校復帰支援等を行うための心のケアハウス事業を計画しており、当面平成35年度までは本事業で活用する予定としております。

次に、4点目、ここ1、2年で空き地となる建物の利活用方法をどう考えるかについてですが、先ほど坂元中学校の関係については伊藤議員にお答えしたとおりでございます。

して、この関係もございますので、教育委員会が所管する教育財産というふうなことで、教育長のほうからご答弁を申し上げます。

大綱第2、町の所有する遊休公有財産の利活用方法についての4点目、失礼しました。これは教育長のほうからご提案申し上げまして、次の5点目でございます。公有財産処分の際の方法、ルールについてでございますが、これまで未利用財産の有効活用といたしましては、公共公益に資する場合の行政区等への無償貸しつけや民間事業者への有償貸しつけ、さらには譲渡希望者への売却処分というような方法で対処してきているところでございます。

次に、6点目、現庁舎の備品等の処分の仕方や消防自動車の処分方法等についてですが、現在仮庁舎で使用している備品、什器類については旧庁舎において使用していたもののほか、派遣職員に対応するためのリース物品等で構成されております。旧庁舎時代から使用し、既に耐用年数が経過している備品等については、ほとんどが購入してから30年以上経過したものであり、有価物として売却することが困難であるため、廃棄処分することとしておりますが、新庁舎においても一部活用するとともに、新年度当初予算案に計上しております心のケアハウスや震災遺構である旧中浜小学校の備品としての活用も検討するほか、行政区等の譲渡希望を確認するなど、可能な限り利活用を図ってまいります。

また、消防自動車の処分の方法については、消防団のポンプつき積載車の更新事業にあわせて順次処分を行ってきているところですが、いわゆる下取りという有価物としての売却ではなく、登録抹消手続を行った上で廃棄処分としております。

次に、大綱第3、総合教育会議の目的と役割、運営方法等についてですが、初めに、総合教育会議の設置に係る経緯等について簡単に説明させていただきます。

この会議については、平成27年4月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、首長と教育委員会が相互に連携を図り、より一層民意を反映した教育行政を推進していくため設けられることになったものであります。その経過における協議、調整事項については、3点あります。その1点目は、大綱の策定に関する協議、2点目としては、教育を行うための諸条件の整備、その他の地域の実情に応じた教育学的文化及び文化の振興を図るための重点的に講ずべき施策、3点目は、児童・生徒の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生じるおそれがあると見込まれる場合などの緊急の場合に講ずべき措置とされております。

また、この会議の位置づけは、首長及び教育委員会の協議及び調整の場であり、それぞれの執行権限に関し、決定を行う機関ではなく、会議において調整が行われた事項は、それぞれが尊重、義務を負うものと義務づけられております。

それでは、ご質問の1点目でございますが、統廃合問題に関し、町長はどの会議で考えを披瀝、決裁しているのかについてですが、今回の学校再編は、復興の進展と人口動態を見据え、平成25年度に定めた学校環境整備方針の基本方針3に基づき、小学校2学校区、中学校1学校区への再編の検討に着手する時期が来たものと判断をし、平成29年5月に開催した総合教育会議において、町内小・中学校の再編について協議を行い、教育委員会において検討に着手することとしたものであります。

次に、2点目、町長の入らない教育委員会定例会で統廃合を決定したことについてですが、今回の学校再編に係る方針決定までの経過については、平成29年5月の総合教



育会議での検討の確認を行い、その年の11月と昨年5月、10月、12月に総合教育会議を開催し、検討の過程や今後の再編の方向性について確認し、教育委員の方々との協議を行い、再編の方針等について確認しており、その結果を踏まえて昨年12月25日に開催の教育委員会定例会において学校再編の方針が決定されたものであり、適正に処理が行われたものと認識しております。

次に、3点目、総合教育会議の役割及び目的と運営についてですが、この会議が設けられた趣旨としては、これまでの制度では首長は予算の編成や執行、条例案の提出など、教育行政に大きな役割を担っていたものの、首長と教育委員会の意思疎通が十分でないことや、地域の教育行政の課題やあるべき姿を共有できていないなどの問題があったことから、相互の連携を図りつつ、より一層民意を反映した教育行政を推進するため、総合教育会議が設置されたものと理解しており、目的に沿った運営に努めているところであります。

また、教育委員会は、首長から独立した行政委員会であり、対等な執行機関として変わりがないものと認識しております。

私からは以上でございます。

議長（阿部 均君）教育長菊池卓郎君、登壇願います。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。岩佐哲也議員のご質問にお答えいたします。

大綱第2、町の所有する遊休公有財産の利活用法についての4点目、ここ1、2年以内で空きとなる建物の利活用方法をどう考えるかについてですが、中学校の再編を進める中で、2021年4月に山下中学校を活用し、新中学校が開校することから、ご質問にありますように、坂元中学校が閉校となります。坂元中学校の校舎は平成6年に鉄筋コンクリートづくりの3階建てとして建築され、築25年が経過しており、またグラウンドについては約2万5,000平方メートルと広大な敷地となっております。

今後の利活用につきましては、教育委員会と町、さらには地域の皆さんとも意見交換を行いながら、今後のまちづくりにもつながるよう、よりよい利活用について検討を行ってまいります。

次に、新庁舎への教育委員会移転等に伴う中央公民館、勤労青少年ホームの空き室の利活用についてですが、中央公民館の事務室については、公民館機能を確保するための事務室のスペース等として引き続き利用する予定であります。

また、学務課の事務室として利用してきた旧講義室等については、新庁舎への移転後に公用、これは民俗民具の保管等、または公共用、これは貸し室等として速やかに機能を回復させるなど、地域の方々に納得していただけるような利活用を心がけてまいります。

次に、大綱第3、総合教育会議の目的と役割、運営方法等についての4点目、協議、調整と総合教育会議での統廃合に対する町長の意向確認についてですが、調整とは教育委員会に属する事務について予算の編成、執行や条例提案、青少年健全育成等の首長の権限に属する事務との調和を図ること、また協議とは調整も要しない場合も含め、自由な意見交換として幅広く行われるものを意味するとされております。

この会議では、首長、または教育長が特に協議、調整が必要であると判断した事項について協議、調整を行うもので、今回の学校再編については、先ほどの町長の答弁にもありましたように、平成29年5月の再編検討の着手以来、総合教育会議において協議、

調整を図り、その中で町長の意向確認を行い、最終的に教育委員会での決定を行ったものであります。

次に、5点目、総合教育会議の議長は町長でない人が努めるように要綱を改めることについてですが、地方教育行政法では、総合教育会議は地方公共団体の長が招集し、構成メンバーについても地方公共団体の長及び教育委員と規定されており、会議の運営に必要な事項は町長と教育委員会の協議合意により決定するものとされ、本町においては会議の招集者である首長が議長を務めることで調整をしております。

なお、県及び近隣自治体においても総合教育会議の会議は首長がその議長となると規定され、会議が行われているところであります。

次に、6点目、近隣の自治体では、第1回会議から学力向上、小中一貫校について議題として取り上げている例があるが、我が町は取り上げる考えはないかについてですが、12月に開催した総合教育会議では、議題としては学校再編の方針や再編に係る今後のスケジュールなどについて協議を行っております。

ご質問の学力向上については、昨年12月の総合教育会議において、学校再編事業とあわせ、学校教育の充実の取り組みの中で次年度から体制の強化や各種事業について取り組むことで調整を図っているところであります。

なお、小中一貫校については、具体の協議は行っておりませんが、今後進める小学校の再編検討の中で小中一貫校も視野に入れ検討を行ってまいります。

次に、7点目、第1回以降議事録を公表していない理由についてですが、この会議につきましても、基本公開とされ、また会議終了後、遅滞なくその議事録を作成し、これを公表すると要綱でも定められております。しかしながら、ご指摘のとおり、平成27年5月開催の第1回総合教育会議の議事録は公表しておりますが、それ以降の議事録については未作成であり、公表に至っていない状況であります。このことにつきましては、教育委員会事務局の不手際であり、おわび申し上げます。早急に議事録を作成し、ホームページ等での公表を行うよう指示しております。

以後、このようなことがないように十分注意し、事務の執行に当たってまいります。

以上でございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。それでは、再質問させていただきます。

本来なら最後の総合教育からやればいいんですけども、1番の坂元地区の保育サービスの充実についてやって、その次に2番飛ばしまして3番ということで再質問させていただきます。

まず、1番目の坂元地区の保育サービスの充実についての1番目、2番目、3番目、冒頭申し上げましたとおり、回答しやすく、あえて従来と違って少し長くなりましたけれども端的に、回答しやすいような疑問形でさせていただきましたということに対して一括回答ということで非常に残念に思うわけですが、これで議論してもしようがありませんので、中身の第2回目の質問に入ります。

そこで、まず1番、2番、(1)、(2)、あわせて同じような感じでございますので、まず坂元地区の現状、私もいろいろ調査しましたが、ゼロ歳から6歳児、90人ぐらいということ、先ほど87名現在いると、そのうち30名がつばめの杜保育所、そして私の調べるところによりますと15名ぐらいが2カ所の保育所、あと2名がつくし園ですか、そういったことも鑑みますと、その差が約30名前後が保育所を利用していない、

もちろんゼロ歳から3歳児ぐらいまではお母さん、あるいはおばあちゃんが面倒見ているというケースもあろうかと思いますが、いわゆる保育所に預けたいけれども預けられないという方がいると同時に30名はつばめの杜に行っても、先ほども話出ていたのですが、北から保育所に行くのには4キロです。牛橋、あるいは八手庭、横山、ところが中山、坂元地区から中山、上平行くと9キロあるんです。直線距離で、約倍の距離、するといかに坂元地区の方々が、勤めておられる方があそこに預けて行って勤めに行くというのが不便かという現状があらうかと思うんですが、その辺の認識は町長お持ちなのかどうか。先ほどの話ですと、牛橋からも通っていると、文句は一切ないんだというようなお話でしたが、坂元地区とはそれだけ倍以上の時間がかかっているという現状があるということを確認されているのかどうか、まず確認したい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。距離的な関係、所要時間の関係については承知しているつもりでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。坂元地区といいますか、あの地区の30数名、実際ね、困っている方が、実際もっといると思うんですが、少なくとも30数名の親御さん、あるいは子供さんたちが、その困っている状態を見ながら、実際はもう8年、保育所なくなって8年、実際ばたばたしていますから、保育所は南保育所は再建できなかったでしょうけれども、少なくとも中央保育所入れて各5年、そして前の選挙、第2回の選挙のときにも保育所については検討しますよと公約にも上がっていましたが、さらにまたここから2年、残念ながら実際の困っている方へ実際の対抗策を打っていないと、あるいは打たないという現状をどう考えるか。このまま放っておいていいのかと非常に私はその部分、再建するしないは、例えばあと2年かかるにしても、じゃあとりあえず2年間どうするのかと、これをまず何をさておいてもやるべきだと思うんですが、今年度の予算にも入っていなかったというのは残念ながら納得できないんですが、その辺はどう説明されるのか改めて確認させていただきたい。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。ただいまのこれまでの取り組みの経緯、考え方というふうなことにつきましては、こういう機会にですね、それぞれ議員の皆様方からのご質問にお答えしてきたとおりでございます。町としては震災後の保育行政いかにあるべきかということの意見集約した中で、まずは統合保育所を望むと、そういう大きな声に軸足を置いて対応してきたというふうなところをまずご理解をいただければというふうに思います。

そしてまた、そういう方向とともに2つにするよりは、その多様な保育ニーズ、子育て世代が求めるところの保育ニーズにしっかりと応えてほしいというような、そういうニーズもしっかりと対応してきたというふうな経緯、経過があるわけでございます。そういう中で、当面は多様な保育ニーズにお応えするのを最優先に取り組んできたということでご理解をいただきたいと思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1番。盛んに多様なニーズと言われるんですが、じゃあ逆に坂元地区の要望は多様なニーズに入っていないのかと、5年前の1カ所にしましょうという話を坂元地区にやったときに、前にも申し上げましたけれども、33名参加されたうち32名がぜひ坂元にしてくれと、坂元でなくてもいいんじゃないかと1名でした。それは山下から来られたご夫婦でした。とにかく早くつくってくれというのがそれ、それ以外の32名は、今でも議事録持っていますけれども、そういう要望、そこで町長は検

討はしましょうと言って、大幅に大きく変更したんですよ。議事録に残っていますから。前のことを言ってもあれですが、そういうことで非常に困っているのも、多様なニーズと言いますが、優先順位からいったらこの子育てに関しては多様なニーズの中のトップクラスに入ってもいいと思う。もちろんそれ以外の子育て支援だとか、預かりとかやるというのは、これは否定するものでもないし、大変これはいいと思います。だけれども、もう一つの問題をそうしたままでね、多様なニーズだ、多様なニーズだということで、そっちを最優先にするというのはいかがなものかという非常に疑問で、私は問題だろうと思うわけです。その辺再度確認いたします。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほどお答えした部分については、震災後の統合保育所の集約に向けた過程を中心にお答え申し上げたようになりましたけれども、その上につきましても、坂元地区の保育所のあり方を検討するための基本調査なり、計画なりですね、業務委託を通じまして、いろいろ皆さんの意見を集約してきました。それについては、その集約した内容を児童福祉施設運営審議会なり、子ども子育て会議にお諮り申し、そこでもいろいろとご意見を伺いながら、そういう中でまずは多様なニーズにお応えすべしというような声を受けとめながら今日に来ているというふうなことでございまして、私としては、いろいろこれまで公約の部分もございましてけれども、その時々への対応、相当程度しながら一定の方向性を確認しながらですね、対応してきているというふうなところでございます。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。1 番。この問題だけであれしちゃうと時間がなくなるのですが、多様なニーズと言いながら、坂元地区の要望、ニーズを全く無視しているという、無視と言ったら非常に申しわけないですが、そうとしかとれないということで、至急検討すべきということで申し上げておきます。

そこで、問題、論点を変えまして、4 番目に書いてありますが、じゃあこのまま2年間今の状態を放っておいていいのかと、放っておくというと語弊がありますがね、何らかの手を至急打つべきだという観点から、流山市は新しい鉄道ができた関係もあって、東京に通う人たちも若者はずっと、ご存じでしょうけれどもふえて、保育所が足りなくなると、それで通勤の若いお母さんが駅前に保育所、市は設けて、そこから3カ所の保育所に一定時間、朝1時間ぐらいに集めて、そこからお母さんは預けて、駅前で預けてまっすぐ東京に仕事に行って、帰りそこからもらってくる、いわゆる一時預かり所を駅前に設けて、そこから3カ所の保育所に配送して、配送というとおかしいですが、運んで、夕方またそこに戻して、日中はもちろんある保育所でやって、それで住民の要望に、不便を解消してあげたと、それを私は申し上げた。これは前にも申し上げた。じゃあ坂元公民館の1階を7時から8時ぐらいまで預かって、お母さんが仙台に仕事に行って、帰り5時過ぎにまた保育所で、中央保育所、つばめの杜保育所で預かって、保育した人を5時ぐらいに連れてきて、また5時過ぎにお母さんが連れて帰る。そうすると3キロか4キロぐらい。すると、いちいちつばめの杜まで預けて、そこから行かなくてもいいと、あるいはつばめの杜に行けないから自宅でという我慢しなくてもいい、ましてこれから10月、半年以降には保育サービスが無料サービスになると国が、そうしたらもっと預けたい人が出てくると思うんですね。そういう人にも対応するにしたって、そういう対応を我が町独自、あるいは坂元地区独自の対応策があってもいいんじゃないかと、2年先、そしてその先に地区に建てる建てない、どうするんだということも含め

て検討するのであれば、本当は早くしてほしいんですが、仮に百歩譲ってそうだとでもですよ、今困っている人たちに手を至急打つべきではないかということをおし上げたい。そこのところはどんなふうに町長お考えですか。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。先ほど1回目の答弁の中でですね、最近の交流センター、坂元公民館において子育て支援に関する事業の展開をご紹介申し上げましたけれども、そういうものでカバーできない部分があるとすれば、今お話いただいた流山市のこの取り組みを改めて研究する中で、どういうふうな対応が可能なのか、しっかりと検討してまいりたいなというふうには思います。そういう中で、議員ご指摘の少しでもこの地区の皆さんの保育所に通う利便性の向上というようなものを少しでも図られるように検討してまいりたいなというふうに思います。

1 番（岩佐哲也君）はい、議長。1 番。せっかく今度の予算で坂元地区に若者を呼び込もうということでも30万プラスというかね、同じ山元町内でもよその地区から30万プラスの若者定住を推進しようという予算もつけたわけですから、総合的に、片方ではそういう予算をつけながら、片方では子育ての要望あるのを多様な要望という一言で、そっちのほうにやられてはどうしようもないので、そういう手を打って、総合的に効果の上がるような方策を至急打つべきだということをおし上げて次の質問に、もちろんあそこに保育所どうするかというのは、至急検討するというのは、これは別な次元の話でね、これはこれでひとつやってみようということ、次に、第3、第3のほうの総合教育会議の目的と役割、運営方法についてということをおし上げます。

これは、先ほどるる経過報告いただきました。

そこで、4番ですか、5番、3番、4番も含めて、3番ですかね、総合教育会議の目的と役割及びその目的は何かということ、これはご存じのとおり、私申し上げるまでもなく、先ほど3点のね、総合教育会議の目的が3点あったと、いわゆる従来は、平成26年までは、法律が決まるまでは、どっちかという教育委員会が独立性があって、選挙で選ばれた町長が余り意見を言わない、当然それは重要だと思うんです。そういう部分があってしかるべき、例えば政治的な思想を持ち込まない、あるいは学校の先生の教育の人事に口を出さない、あるいは教科書の選定に口を挟まない、これは独任制で独立、それを守るといのが従来大きな、ところが、滋賀県大津市大津中学校かな、でいじめの問題があった、大阪であった、仙台でもありました。いわゆる教育委員会だけでいいのかという問題、いわゆる秘密性というか、守ろうというか、どういじめ、自殺があっても最初はそんないじめはありませんでした。調査していくといじめがあった。いじめと自殺は関係ありませんと教育委員会。ところが調べていくといじめが原因で自殺だったと、こういう問題が割と、我が町は幸いにしてありません。関係者のご努力によってね、ないのは結構だと思うんですが、そういう問題があつて、これではいかんと、責任がどこにあるか明確にしようということ、中教審でいろいろ検討した。先ほど町長からるる説明があつたとおりでございます。ただ、教育長からちょっと話があつた、ちょっと違うので、この後申し上げますけれども、一応そういうことで総合教育会議、そこで2番目、町長から話ありました2番目に学校教育環境の大きな変化とかなんかについては、首長が入って、町長主導で会議を開いて決定とは言っていないけれども、意見調整はしましたと、協議しなさいと、協議して、それを尊重すると、先ほどの話、尊重するということは、ほぼそれが内定、決定と見ていいわけですね、と解釈できるわ

けです。本来であれば。ところが、議事録見たらば、この坂中に関してはまさに学校再編ですから大きな問題、50年に1回あるか、100年に1回あるかぐらいの大きな問題ですから、当然町長が入った会議でやるべき。ところが、議事録確認しましたらば、町長が司会やっている関係で町長は自分の意見を言わない。言っていないんです。議事録見たらばね、それで確認どうですかと、当然教育委員は一人一人賛成ですという。ところが、どう見たって町長はそれでいきますという発言もしていないし、自分の町長の意見も司会やっている関係でしようけれども、披瀝していない。披瀝していないのであれば、教育長がね、皆さんの意見はこうだけれども、町長の意見はどうですかと本当は教育長が聞いてくれればいいんですけれども、その議事録もない。ないということはしていない。我々じゃあどこで、その会議を受けて、3時からあった12月25日の教育定例会議で決定しましたと、その責任者は教育長なんです、教育長が決定しましたという、これは念を押しましたね。じゃあ、どこで町長はどういう披瀝したのかなと、意見をね、決裁したのかとちょっと見えないし、実際披瀝したことになっていない。るる会議がありましたという話がありましたけれども、最終決定の場では一切そういう発言は町長されていないのはなぜだったのか。教育長も確認しなかったのはなぜだったのか。決定しましたというのにはなぜなのか。その辺が私はちょっとわからないんですが、ちょっとお尋ね、その辺どういう経過だったのか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。岩佐議員に明確な形で首長としての考え方、確認できていないということですが、私としてはですね、まず最終的にはこういう正式な会議でですね、しっかりと確認するということが大切でございますが、少なくとも通常の業務の中では教育長とはいろいろと相談しながらやっているというのがございますし、今回の場合は、町民の代表で構成される検討委員会の皆様が十数回の検討を重ねてきて、それを随時総合教育会議のほうにも報告を頂戴していたというふうなことでですね、流れ、方向性については大筋お互いに共通理解しながら会議を重ねてきているというようなことが私なりに確認できておったものですから、場合によっては司会の立場の関係もあって、より明確な形での発言はしていなかったのかなと、もしそうであれば少し反省しなければならないなというふうには思いますが、結論、方向性については検討会議の結果を尊重してというふうなことは要所要所で教育長とも確認してきているということを改めてご理解いただければありがたいと思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1番。流れとしては確かにわかります。だけれども、これだけ重要な会議ですから、きちんとやっぱり町長としての意見をこうだと、もし確認されれば教育長だって確認してもらおうと、その上で議事録をきちんと残すと、議事録も公開するとちゃんとなっているわけですから、やっぱりちゃんとして上げないと、今後やるということで、私これ以上のことは申し上げませんが、そこでもう一つの提案は、なぜこういうことになったかということ、先ほどもお話ししましたけれども、結局町長が司会、議長をやるから議長としては余り意見を言わない。皆さんの意見を聞くという立場にならざるを得ないんですね。それで先ほど教育長がよそのあれも全部町長が議長をやっているんだということ、これは通達でも何でもなし、実際よそではこういう問題があるということのをあれして、学務課長とか、教育、あるいは総務課長とかやっているんです。もう、司会を、それで、なぜかということ、さっき協議、自由に協議、調整すると、協議というのは自由に意見を出してもらって、調整するというのには意見が違えばそこですり

合わせると、そのためには片方の教育委員5人、執行部は町長一人だけです。5人の意見でそれだけ聞いて決定というのは町長の意見が全然入らない。これは長岡でもさいたま市でも東京都でもやっています。もうそういう意見があって、わざわざ第1回のときにそういう説明して、協議、調整するには首長がやったのでは自由な意見ができなから司会は別な者にやって、自由に首長に発言してもらうような環境づくりをしますよという、この3カ所、4カ所、宮城県内でもあります。どことは言いませんけれども、明確になっているのは長岡なんかは本当にそういう事情まで説明してなっています。これは一つの例です。それが全てとは思いませんけれども、要するにこういう重要な問題は、町長としても十分に意見を言うような会議に変更すべきではないかということここで申し上げた。特にこれから出てくるのは、この統合問題だけではなくて、学力向上、あるいは一貫校にしても、これは私が議員になってからあと今度の統合問題でもいっばい出ています。小中一貫校やったらどうかと。ところが残念ながら大変申しわけないんですが、前の教育長時代から余り腰を入れて検討してもらったという印象が私は持っていない。今回も坂中とか統合が先だからできませんという、だけど統合と並行して検討すべき問題だという認識を持っているから、そこで先ほども話出ていましたが、その総合教育会議は、町長が議題を決めて、町長が招集して、町長が議事録を公表すると町長が主体になっているんです。ですから、町長にぜひ小中一貫校というものを町長の認識として取り上げて、重要課題として、さっき総合会議の2番目に入っている学校環境の変更とかいうのは大きな課題ですから検討してくださいとなっていますから、ぜひ小中一貫校というものを検討するという議題に掲げて、町長主導でやってほしい。やるべきではないかという提案を申し上げているんですが、いかがでしょうか。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。大事な問題でございまして、教育そのものの中身でもございしますので、これはできるだけ教育長なり、教育委員会の中でですね、一定の議論をしていただく中で、問題意識を共有していただく中でですね、私もしかるべき対応したほうがよろしいんじゃないかなというふうにも考えるところでございます。

それと、前段おっしゃっていただいた議長の役割にちょっとウエートを置く余地というふうな部分があるとすればですね、今後については私としても、私としてはというふうな、そういう意見を陳述する機会を極力明確にする形で会議の運営をしていきたいなというふうに考えます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。会議の運営については、有効にその目的を達成すれば、形式がどうであれ、私は構わないと思うので、町長が、私は町長の立場をおもんばかって議長だから余り発言しなかったんだらうという、そういうことではなくて、議長としても、あるいは議長の立場を外れても自分の意見が言いたいということをもって結構だと思うので、そういうふうにしてもらいたいと、そうすべきだということで申し上げているので、形を変えないと何も進まないということではありませんので、議長かわったって発言しなければ何の意味もございませんのでね、その辺は有効にやるべきだなということをお申し上げます。

それから、もう一つ、多少、これも町長の優しい気持ちがあって教育委員会のことから教育委員に任せようというお話だろうと思うんですが、私は平成26年で法律が変わって、27年から総合会議がスタートしたと、総合会議スタートした大きな意味は、従来は教育委員会の独任制、独立性で、ほとんど教育委員会にお任せしていた。だけど

これではだめだというので、町長も入るということで、全面独任制だったのが、一部独任制に変わったと解釈、要するに、さっき町長が言った大きな第3項目、3つの項目に関しては町長部局のほう为主导権を持ってやっていくべきだと、教育問題であっても、そういうふうに変ったというのが大きな変化なんですけど、そういう認識がおりなのかどうか。町長が優しい気持ちでね、教育委員会のほうは教育委員に任せるんだから小中一貫校も教育委員会に任せるよというんじゃないで、私は逆に2番目の、総合会議の2番目のテーマである学校環境が大きく変わるような問題は、町長主導で議題のテーマに上げて、町長主導で議論して、方向性を定めるべきだと、私は一定の方向を決める、そういうふうにするんですが、そういうお考えがあるのかどうか。私はそう改めてほしいなという、改めるべきだと私は思って質問するんですが、いかがでしょう。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今回の学校再編の関係について言えばですね、議員ご指摘のような受けとめられ方もやむを得ないのかなという気がしますが、私としては、この法律が改正された以降の関係については、その趣旨を十分理解をしているつもりでございますし、先ほど申しましたように、ふだんの業務を執行する中で、教育長とは連携を密にしながらですね、日々やっておりますので、忌憚のない意見交換をする中で、この通常やっている、そしてまたその総合教育会議にも臨んでいるということでございますので、決して控えめとか、おとなしいとかというふうな対応はしているつもりはございません。言うべきところはしっかりふだんから言っているつもりでございます。それは、しかし教育委員会の権限権能をですね、あそこに一定のルールもわきまえながらやらせてもらっているというふうなことでご理解をいただければというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1番。常日ごろ、連絡を密にとってやっているんだからいいんだということではないんですね。この問題は、普通の問題は、日常業務はそれで結構だと思うんですが、やはり総合会議で再三言いますけれども、大綱を決めるのは総合会議ですよ、学校教育環境を大きく変えるのを検討するのは総合会議ですよ、あと子供の安心・安全、いじめ問題を考えるのは総合会議やってくださいと、大きく3つのちゃんと規定になっているんですから。先ほど説明あったとおり、私がうったえたとおり、その中の2番目に相当する問題ですよ、そういう認識があれば常日ごろ打ち合わせしているやつの議事録なんか載らないわけですから、総合会議の俎上に乗っけて、議事録も、あるいはこれもこういう会議でこういうテーマでやりますというのは公表することになっているんですね。我が町ちょっと公表していないようなんですけれども、この公表も、議事録も公表すると、ですから関心ある町民は傍聴に行くだろうし、行けない町民は議事録を見てどうだったのかと、だからさっき言ったように議事録なぜ公表しないんですかと、まあこれはね、これ以上のことは申し上げません。今後するということなので、これは結構ですが、これ以上のことは言いませんけれども、そういう意味で、と同時にもう一つ申し上げたいのは、町長はよくPDCAという職員教育も含めてね、プラン、ドゥ、チェック、アクションと、これも総合教育会議にプランとしては要綱としてつくったと、実際やったと、議事録はどうなっているんですか、議事録出ていないの、もう8回も、もう4年間も公表ないのでチェックもされていない。それに基づいて次のチェックもアクションも起こしていないという、これはたまたま大変申しわけない、これを例に申し上げるんですが、ほかの件でもあるんじゃないかと私心配するんです。な



いんだろうと思うんですけれども、あつてはならないことがたまたまここに出てきたものでは、こんなことちょっと言いたくなかったんですが、ここに書かざるを得なかったということでご理解いただきたいんですけれども、何か職員いじめするみたいな、あるいは担当いじめするみたいなこと、私もこんなことはしたくなかったんですけれども、ただこの際、鉄は熱いうちに打てじゃないけれども、事実があったという時点でちょっと言っておかないとね、直らないだろうと、町民の税金で成り立っている役場行政、住民のサービスという観点からしたってね、これはちょっと問題だなということで申しわけないんですけれども、ちょっとここに取り上げさせていただいたことで、関係者には大変申しわけなかったんですけれども、この点は指摘して、再度申し上げますけれども、やはり町長主導で大きな問題はね、総合教育会議で検討いただいて、一定の方向性を出して、それをもとに教育委員会定例会で決定するというのが筋だと思うんです。ほとんどはその前の総合教育会議が決定機関ではないということも確かにありますけれども、ただ方向性はもうここはほとんど内定、これが実質的な決定機関と我々は見ているし、そう誰だってこう読みますのでね。そこを少し十分考えて進めていただきたいというのが、この取り上げた結論で、今までのことをどうのこうのいうつもりはありませんが、今後ともめじろ押しでいろんな重要な問題が出てくると思うので、ぜひそのような方向で対応していただきたいというのが私の最終的な、ということで、2番目に戻りますが、大綱の第2ですか。町の所有する財産の問題という大綱第2のほうに移りたいと思います。

先ほども話して、答弁伺いましたが、26年、28年、3年間で公共施設総合管理計画を策定したという報告がほかの書類でもありましたけれども、廃止とかね、運営経費の削減とかのどういうふうな実施計画はどこまで進んで、どうなったのか、実施した結果どうだったのか、28年までに計画したやつね。それをお伺いします。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今お尋ねは、公共施設の（「建物ですね、特にね」の声あり）いわゆる施設管理計画が、いずれもお話ししたとおり、全体計画をつくっておりますので、次のステップとして先ほども伊藤議員にお答えしたとおり、個別の計画については、年次計画でやっているというふうなことでございますので、この場で具体的に進捗、進展というふうなご紹介はまだこれからの段階になるのかなというふうに捉えております。いずれにしても、遊休公有財産についてはですね、これまでも企業誘致の候補地としていろいろと折衝交渉してきたり、あるいは震災前についても旧坂元中学校跡地については小規模多機能の福祉施設の整備を進めてきたというふうないろいろ有効活用についてはこれまでも積極的に取り組んできたというふうなところで、とりあえず回答させていただきたいと思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。1番。建物についてはね、あれですが、土地については、旧坂元中跡地であるとかね、旧保育所問題跡地とか、処分という方向での検討されていたんだと思うんですが、いまいち積極的に、例えば不動産会社にこういう物件があつて、こういう利用したいとかいう、あるいは競売にかけるとかね、そういうことはされているのか、される計画はあるのか、いつか山崎メリヤス跡なんかは北村さんとの交渉があったというふうなことも4、5年前聞いたことがありますけれども、なかなかね、こういう情勢というか、進まない。先ほどちょっと話がありました若者向けの住宅、宅地としてもというような話もありましたが、具体的にそういう計画があつて進んでいるのか

どうかね。ちょっとお伺いしたいと思います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。今、中央保育所跡地のこれまでの土地利用の関係については、岩佐議員からご紹介いただきましたが、その後、この場所に限っては特に企業誘致としての対象用地といたしますか、交渉用地にはなっていないという状況でございます。

坂元中学校の跡地については、まだ新年度予算の中で具体化に向けた予算措置はございませんけれども、坂元地区の全体を考えるこれまでのいろんなやりとりを含めて今後できるだけ早く方向づけをしながら具現化に努めていきたい候補地の一角だなというふうには捉えているところでございます。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。ここにはいろいろね、あろうと思うので、(3)についてちょっと具体的にお聞きしたいんですが、老人憩いの家、これは先ほど教育委員会、あるいは同僚議員の先ほどの質問にもありましたけれども、回答が、老人憩いの家は、心のケアハウスに使うんだというようなお話ありました。それはどういうふうに検討されたのかどうか。私は先ほどの同僚議員と全く同じ感覚でして、あそこにグラウンドがあるでしょうと、体育館あるでしょうと、体育館もバスケットできるとか、武道館もあるでしょう、であれば、あそこはスポーツ全体として有効に活用する方法を考えるほうを優先すべきで、あそこになぜ心のケアハウス、これがいらないという意味じゃありませんよ。と同時に、中央公民館の空きがいずれできるでしょうと、心のケアハウスであれば、あそこの空き室を利用して、職員を張りつけにしたって老人憩いの家の家に張りつけるより、あそこでやりくりがきく、経費戻ってくる、交通の便もいい。そして、老人憩いの家、あそこは宿泊施設にして、あの体育館を使う人が10人なんなり合宿ができるような施設、総合的にあそこをグラウンドを利用した、そういうスポーツ少年団なんかも使えるような、あるいは5人、10人で宿泊して、合宿して、あの体育館を、あるいはグラウンドを有効に使えるような、そういう施設にするほうが、私ははるかにいいだろうと思うんですが、どういう経緯で心のケアハウスに使うんだという、決定したのかね、そういう方向になったのか。私は、ここは改めるべきだと、と同時にさっき言ったように、中央公民館空きができるんですから、そこに心のケアハウス使うほうがはるかにいいんじゃないかと思うんですが、いかがですか。どういう経緯であそこに決まったの。

教育長（菊池卓郎君）はい、議長。心のケアハウスに関しては、特に不登校とか、学校不適應に陥っている子供たちの居場所づくりの施設として教育委員会のほうで使わせてほしいということをお願いをしたんですけれども、こういう場所というのが、子供たちにとってはちょっと学校とか、少し公から離れた場所、余り目立たないようば場所がいいだろうということと、あとは坂元、山下両方の真ん中あたりということで、憩いの家が使われずにあいているという状態だったものですから、ケアハウスを設置するに当たっては、場所として大変いいのではないかと、議員おっしゃるとおり、体育施設、グラウンド、体育館との関連で考えれば、ほかの利用方法もあるかとは思いますが、教育委員会としては、あの場所をですね、ぜひ今後の子供たちの一つの居場所、あるいは教育相談やら支援ができる場所として使わせてほしいということをお願いした経緯があります。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。私は、心のケアハウスですか、これは県とか国のほうからも全面100パーセント補助で今後やりますよというのは大いに結構だと、ただ、あそこに特定のそういう児童、あるいは親御さんが通うというのは、逆に目立つんですよね。あの家族、あの子供、あそこに通って、あそこはこういう施設だと、もう目立っちゃう。

そういう配慮をした場合には、もうちょっと目立たない、むしろ目立たない、役場だとかね、公民館のほうがむしろ私は逆にいいのではないかという、私なりの判断があって、目立たないところにやって、しかも、なおかつあそこはスポーツの一環として点で検討するんじゃなくて面でね、総合スポーツの公園までいきませんが、総合スポーツとしての考え方で使うというほうが、むしろ両方にとっていいのではないかと、と同時におそらく2人か3人張りつけになると思うね、常時置かないと、そういう利用者が来るか来ないかわからなくて張りつけるというのであれば、中央公民館に人を張りつけておいて、ほかの仕事なり、ほかの人、万が一なんかあったときもほかの人がカバーできる、あるいは電気も水道もそこで使うというほうがはるかに有効ではないかと、私は思っていたんですが、ぼっと出てきたもので、じゃあどういふ検討したのかなと、と同時に一つずつ議会に言わなければならないということはありませんけれども、産建でちらっとこの前予算を組んだと聞いたから、ええっと思って、我々は意見言おうとしたんですが、それは報告だということですね。決まったような話なので、ちょっと思っていたんですが、まだまだ検討の余地があるんじゃないかと、だから、あそこを宿泊施設にして、子供たちの有効活用にしてもらう、あるいは子供らに限らずあのスポーツセンターを、体育館を使うという人に有効に使ってもらう方向が我が町では残念ながら合宿所というか、泊まりの施設もないわけですから、たまたま先ほどご紹介いただきましたけれども、何か文化なんかのときにちょっと泊まる場所なくて、実は真庭にも泊めてくれと来たんですが、お風呂がありませんよというのでね。あそこに行ったんですが、そういう総合的なことも考えればね、点で考えるんじゃなくて面で考えて、総合的にあの地区をこう考えるんだというほうが、はるかに私はいいのではないかと思うので、提案としてね、申し上げておきます。再検討の余地がまだあるんだろうと思うので、ぜひ検討して、検討するに値するんじゃないかと思うんですが、いかがですか。町長。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。いろんな視点から考えられるのは、そのとおりでございますけれども、ご案内のとおり、坂元中学校の跡地の活用というようなことも当面大きな問題でございますので、いろんなことを考えながら、その宿泊機能の問題なり、坂元地区の活性化の問題なり、均衡ある発展なりですね、いろんな観点から考えていく必要があると思っておりますので、私としては当面は今回ご提案申し上げている形の教育委員会での活用でやむを得ないのかなというふうに考えているところでございます。学校の再編問題と含めてですね、もう少し幅広く中学校の活用も含めて、この問題については今後議論をさせていただければありがたいなというふうに思います。

1番（岩佐哲也君）はい、議長。坂元中学校の跡地利用、2年後ですかね、3年後ですかね、ということもあり、先ほど同僚議員からも質問ありましてね、議題として、私もあれに対してはいろいろ意見があります。その一つとしてね、3つ、4つあるんですが、その一つとして、先ほど同僚議員があったのは、私はあれも基本的に賛成です。じゃあ何を持ってくるか、私は坂元中学校に、これ一つの案ですよ。私はあそこに専門学校を持ってくる。前にもこれはこの場でも申し上げた。どういふ専門学校を持ってくるか。宮城病院とタイアップしたりハビリ、介護、そういった事業を養成する専門学校を誘致して、仙台に青葉学院とかいろいろあります。誘致して、あそこを学校に使って、2階、3階を宿舎にするとか、総合的にそういうものを使うというのも一つの方法かなと、若者の誘致にもなるし、実は4、5年前になりますが、ちょっと個人的なプライベートなこと

になって申しわけないんですが、ツクイ産業の社長との面識もあるものですから、ツクイ産業にそういう打診をしたことがあります。宮城病院という西多賀病院で手術してリハビリとして有効に使っている気候のいい宮城病院という、山元町にこういうところがあって、そこに昔は看護学校があったんだけど、そこに専門学校を誘致したいと思うんだけど、協力してくれませんかという申し入れをしたことがあります。検討しますが、今すぐはどうかのと、これは3年前ぐらいになるのかな。この場でその話はしませんけれども、前の教育長に山元町に高等学校とは言わないけれども、専門学校を誘致、考えてはどうですかと言ったことがあります。そういう方法もあると思うので、あそこもスポーツとして使うというのも一つの方法だし、私もスポーツに使うという一つの方法案も持っていますけれども、先ほどの伊藤議員の話から含めてね、あれとダブるんですけど、私はそういうふうに、高等学校じゃないんですけど、たまたま宮城病院といいあれがあるんです。あそこ活性化も含めて、すると若者も、しかも坂中は駅から歩いて2、3分のところと非常に交通の便もいいと、あとはぐるりん号を走らせればいいだけの、今度は道の駅もできて食事もできるという、そういう環境を考えれば、トータルで考えてあそこはスポーツ、合戦原はスポーツ、あそこは学校施設に利用する、そのままそっくり使えるんです。あそこ学校使っているんですから、体育館もあるし、運動場はあるし、教室、理科実験室、いろんな教室、そういう方法も一つではないかというふうな心で温めていました。ですから、あっちがスポーツだからここはスポーツでなくて心のケアハウスに使ってもいいんじゃないか、それは端的に見ればそうかもしれませんが、もうちょっと総合的に見た上で判断するということがあってもいいんじゃないかと。

そこでもう一つ最後にあれしますが、最近よく審議会にいろんなこと、今度坂中どうするかも審議会設けて40人かな、何かで募集していると思うんですが、往々にして審議会至上主義じゃないかと、もっと我々の意見も聞く場を設けてほしいと、設けるべきじゃないかと、都市計画のときもちょっと申し上げました。なぜこんなことを上げるかという、どうも至上主義で、あそこで今回の統合問題もそうですけれども、教育審議会が決まったのがほおっと来て、いつの間にかもう決定だという、そういうやり方ではちょっと私は少し変えてもらいたい。少しというか大幅に変えてもらいたい。途中で我々の意見も聞くような場をもっと設けてもらい、で、いい例として申し上げますが、あの産直施設、産建で、2つほど例を挙げますと、当初あそこに60台か70台、パークアンドライドの駐車場を設けると、それじゃ狭いからだめですよと我々言って、産業振興課のほうで前向きに捉えていただいて、あれを変更をした。あれは1カ所だけ出口では信号近いところでは危ないですよと、南側にももう一カ所出入口つけるべきだと、つけて今は結果的にはあれ、入り口とあれ、当初から変わったでしょう。一方通行。そういう意味で我々も50何カ所道の駅とか研究して、いろんな意味の知見を持って意見を言う、言っている、それを受けてもらった産振も立派だと思うし、あの審議会も立派だと思うんですが、それを今生かした。これは一例ですが、我々もいろんな意味で勉強したりしている部分もある。もうちょっと我々の意見も聞く、そういう場を設けてほしいと、設けるべきだということを提案して最後にしたいと思いますが、その考えが町長あるのかどうか。今後ですよ、いろんな場面でね。もうちょっと我々の意見にも入る土俵を設けた上で検討してもらいたい。最後町長の意見を。

町 長（齋藤俊夫君）はい、議長。さまざまな形で広く議会、町民の方々からの意見を集約していくという、これはもう産直に限らず、予定されている計画審議会もしかりでございますので、極力そういう方向で持っていければというふうに思っております。ぜひ議会の本来にきょうの中でもですね、少しでもそういう時間なども頂戴できればありがたいという部分も含めて我々も引き続き努力してまいりたいというふうに思います。（「終わります」の声あり）

議 長（阿部 均君）1 番岩佐哲也君の質問を終わります。

---

議 長（阿部 均君）お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（阿部 均君）異議なしと認めます。

本日はこれで延会することに決定しました。

次の会議は2月28日午前10時開議であります。

大変ご苦勞さまでございました。

午後 4時26分 延 会

---